

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2023.3.7

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型)

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド(毎月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2022年9月6日に関東財務局長に提出しており、2022年9月7日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

| | |
|----------|----------------------|
| 発行者名 | : 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | : 取締役社長 横川 直 |
| 本店の所在の場所 | : 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 縦覧に供する場所 | : 該当事項はありません。 |

目次

| | |
|---------------------|-----|
| 第一部【証券情報】 | 1 |
| (1)【ファンドの名称】 | 1 |
| (2)【内国投資信託受益証券の形態等】 | 1 |
| (3)【発行(売出)価額の総額】 | 1 |
| (4)【発行(売出)価格】 | 1 |
| (5)【申込手数料】 | 1 |
| (6)【申込単位】 | 1 |
| (7)【申込期間】 | 1 |
| (8)【申込取扱場所】 | 2 |
| (9)【払込期日】 | 2 |
| (10)【払込取扱場所】 | 2 |
| (11)【振替機関に関する事項】 | 2 |
| (12)【その他】 | 2 |
| 第二部【ファンド情報】 | 3 |
| 第1【ファンドの状況】 | 3 |
| 第2【管理及び運営】 | 41 |
| 第3【ファンドの経理状況】 | 47 |
| 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 | 62 |
| 第三部【委託会社等の情報】 | 62 |
| 第1【委託会社等の概況】 | 62 |
| 約款 | 105 |

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2022年9月7日から2023年9月6日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 |
|---------|--------|-------------------|-------|------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 | MMF | インデックス型 |
| | | 債券 | | |
| | 海外 | 不動産投信 | MR F | |
| 追加型 | 内外 | その他資産 () | E T F | 特殊型 () |
| | | 資産複合 | | |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替 ヘッジ | 対象 インデックス | 特殊型 |
|---|------|-----------------------|----------------------|-----------|--------------|-------------------------------|
| 株式 | 年1回 | グローバル (日本を除く) | ファミリー ファンド | あり () | 日経225 | ブル・ベア型 |
| 一般 | 年2回 | 日本 | ファンド・ オブ・ ファンズ | なし | TOPIX | 条件付運用型 |
| 大型株 | 年4回 | | | | | |
| 中小型株 | 年6回 | 北米 | | | | |
| 債券 | (隔月) | 欧州 | | | その他 () | ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 |
| 一般 | 年12回 | アジア | | | | |
| 公債 | (毎月) | オセアニア | | | | |
| 社債 | 日々 | 中南米 | | | | |
| その他債券 | その他 | アフリカ | | | | |
| クレジット 属性 () | () | 中近東 (中東) エマージング | | | | その他 () |
| 不動産投信 | | | | | | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般 クレジット属性 (低格付債))) | | | | | | |
| 資産複合 | | | | | | |

| | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|
| () | | | | | |
|-----|--|--|--|--|--|

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

| | | |
|---------|-----------------------|--|
| 単位型・追加型 | 単位型 | 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。 |
| | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 国内 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 海外 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 内外 | 信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 | 株式 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 債券 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 不動産投信（リート） | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 独立区分 | MMF（マネー・マネージメント・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMMF をいいます。 |
| | MR F（マネー・リザーブ・ファンド） | 一般社団法人投資信託協会が定める「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に規定するMR F をいいます。 |
| | ETF | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | 特殊型 | 信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

| | | | |
|--------|----|-----|---------------------------------|
| 投資対象資産 | 株式 | 一般 | 次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | | 大型株 | 信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載がある |

| | | |
|--------|----------|---|
| | | ものをいいます。 |
| | 中小型株 | 信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| 債券 | 一般 | 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| | 公債 | 信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 社債 | 信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他債券 | 信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | クレジット属性 | 目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 |
| | 不動産投信 | 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他資産 | 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 資産複合 | 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年1回 | 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年2回 | 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年4回 | 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年6回（隔月） | 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 年12回（毎月） | 信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日々 | 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル | 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 日本 | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 北米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 欧州 | 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | アジア | 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | オセアニア | 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中南米 | 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

| | | |
|----------|-----------------------|--|
| | アフリカ | 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | 中近東（中東） | 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| | エマージング | 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。 |
| | ファンド・オブ・ファンズ | 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。 |
| 為替ヘッジ | あり | 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。 |
| | なし | 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | 日経225 | 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | TOPIX | 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。 |
| 特殊型 | ブル・ベア型 | 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | 条件付運用型 | 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。 |
| | ロング・ショート型 ／絶対収益追求型 | 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。 |
| | その他 | 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。 |

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

ファンドの目的

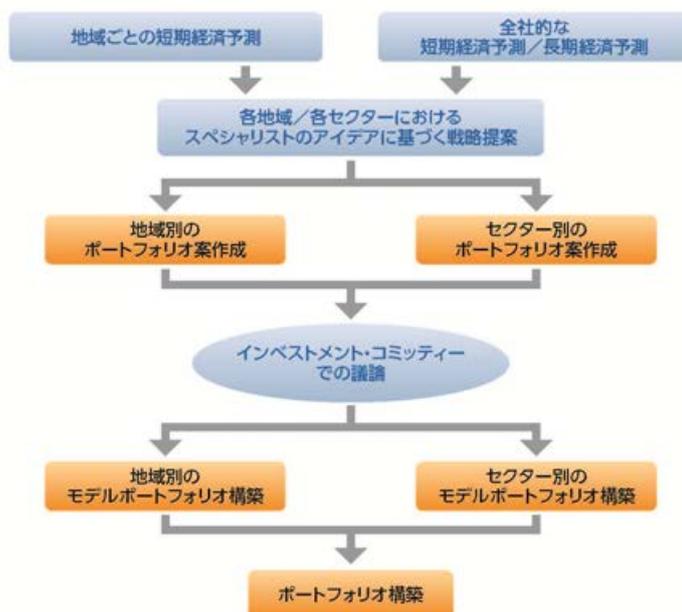
世界各国のハイイールド債券を実質的な主要投資対象とし、相対的に利回りの高い社債等へ分散投資することにより、高い利子収入の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色 1

高い利子収入の獲得をめざして、ハイイールド債券に投資します。

- 世界各国の相対的に利回りが高い社債等を実質的な主要投資対象とします。
 - ハイイールド債券への実質的な投資は、円建外国投資信託への投資を通じて行います。
 - ICE BofA 先進国ハイ・イールド・コンストレインド指数 (BB-B、円ベース) をベンチマークとします。
-  ICE BofA 先進国ハイ・イールド・コンストレインド指数 (BB-B) とは、ICE Data Indices, LLC が算出する主な先進国のハイイールド債券の値動きを表す指数です。同指数は、ICE Data Indices, LLC、ICE Data またはその第三者の財産であり、三菱UFJ国際投信は許諾に基づき使用しています。ICE Data およびその第三者は、使用に関して一切の責任を負いません。
-  ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
-  日本の発行体が発行する円建て以外の債券に投資することがあります。円建ての債券への投資は残存期間が1年以内の短期公社債に限定します。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。



-  上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
-  「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



ハイイールド債券とは

格付会社(S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)など)によりBB格相当以下の低い格付けを付与された債券をいいます。一般的にハイイールド債券は、投資適格債券(BBB格相当以上)と比較して、債券の元本や利子の支払いが滞ることや、支払われなくなるリスクが高いため、通常、その見返りとして投資適格債券よりも高い利回りを投資家に提供しています。つまり、ハイイールド債券は、主として社債を中心とした低格付けの発行体が発行する債券で、信用力が低い反面、高い利回りが期待できる債券です。

特色 2

グローバル債券運用で実績のあるピムコ社が運用を担当します。

- 三菱UFJ国際投信は、運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。
- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託を通じて世界のハイイールド債券および三菱UFJ国際投信が運用する国内投資信託を通じて国内の短期公社債等に投資します。

ピムコ社とは

ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

❗ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色 3

毎月の安定分配をめざします。

- 毎月7日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利子収入等を中心に、経費等を勘案して安定分配を行うことをめざします。
- ベンチマークの最終利回りを基準とした分配をめざします。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



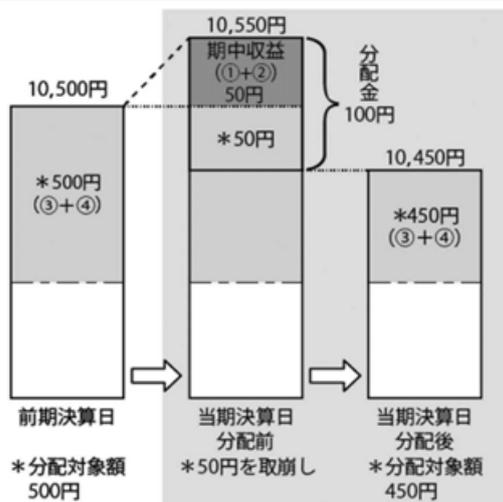
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

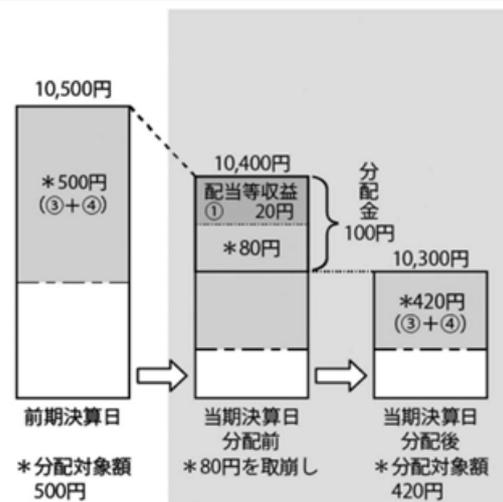
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



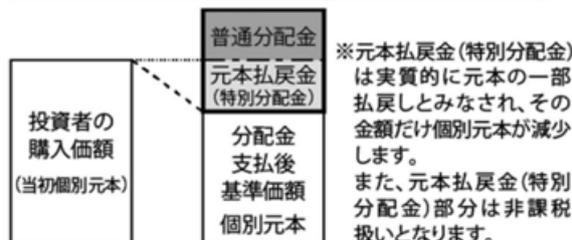
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

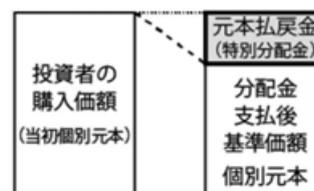
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



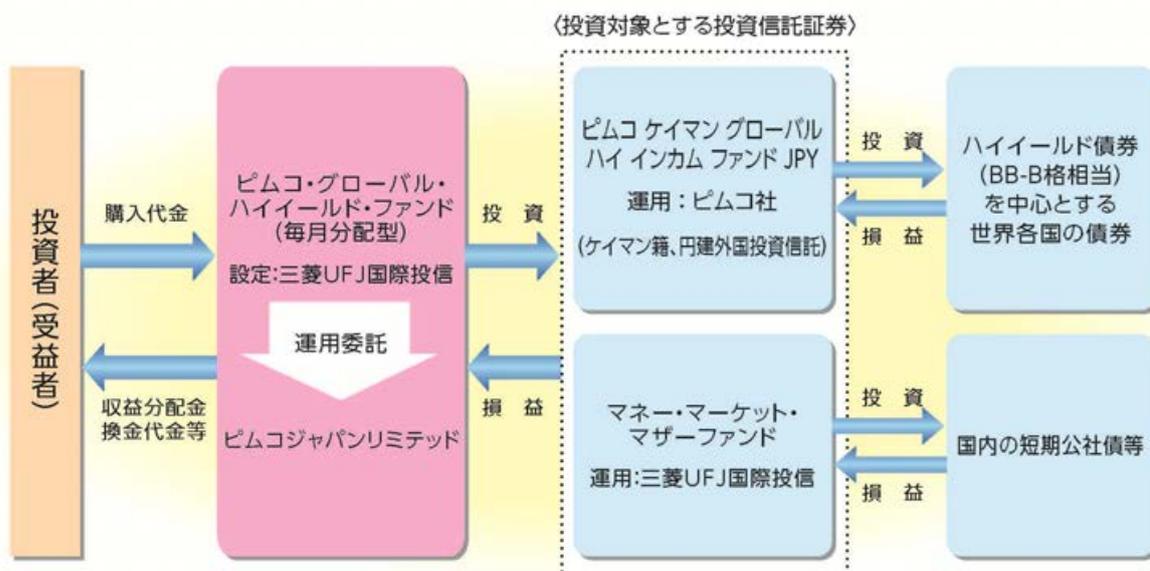
普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



■主な投資制限

| | |
|--------|------------------------|
| 投資信託証券 | 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。 |
| 外貨建資産 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |

■組入債券の格付けについて

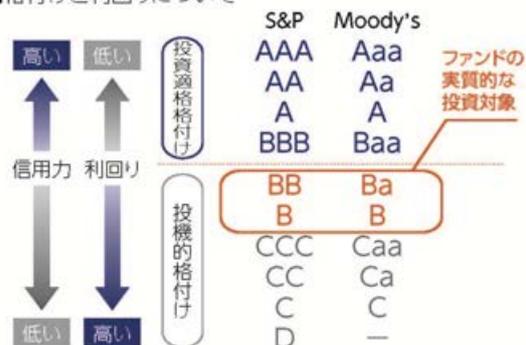
- ハイイールド債券への実質的な投資は購入時にB格相当(B-格相当を含む)以上に限定します。(購入時にCCC格相当以下の債券への投資は行いません。)
- 分散投資によりリスクの低減を図ることをめざします。(同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、取得時において純資産総額の3%以内とします(国債や政府機関債等を除きます。))
- 組入債券の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてB-格相当以上を維持します。

■ 格付けとは

債券の中長期的な元本・利息の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

S&PのAAからCCCまでの格付けには「+、-」、Moody'sのAaからCaaまでの格付けには「1、2、3」という付加記号を省略して表示しています。右記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

■ 格付けと利回りについて



投資対象ファンド(外国投資信託)の資産配分(格付け別構成比率)

(2022年12月30日現在)

| 格付け種類 | 比率 |
|--------|-------|
| AAA格 | 10.9% |
| AA格 | 0.2% |
| A格 | 0.0% |
| BBB格 | 2.9% |
| BB格 | 51.1% |
| B格 | 32.4% |
| CCC格以下 | 2.5% |

実質的な投資を行う外国投資信託の格付け分布を表示しています。

S&P、Moody'sのうち、最も高い格付けを採用しています。

上記2社の格付けを取得していない場合は、フィッチ・レーティングス社またはピムコ社による独自の格付けを採用しています。

先物取引、スワップ取引、オプション取引を考慮して算出しているため、取引内容によってはマイナスの値が表示されることがあります。

なお、付加記号(+、-等)を省略して集計し、S&Pの格付け記号に基づき表示しています。

❗ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。

❗ 上記は過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■組入債券の通貨構成について

- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。そのため、為替相場の変動による影響を受けます。

投資対象ファンド(外国投資信託)の資産配分(通貨別構成比率)

(2022年12月30日現在)

| 通貨 | 比率 |
|-------|-------|
| 米ドル | 72.5% |
| ユーロ | 23.8% |
| 英ポンド | 2.8% |
| カナダドル | 0.9% |
| その他 | 0.0% |

実質的な投資を行う外国投資信託の通貨別組入比率を表示しています。先物取引、スワップ取引、オプション取引を考慮して算出しているため、取引内容によってはマイナスの値が表示されることがあります。

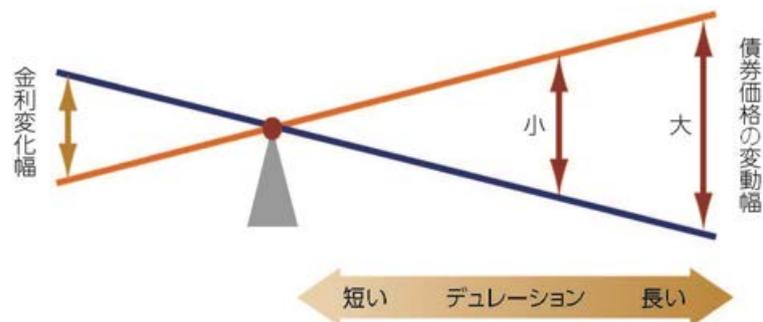
ハイイールド債券は米ドル建てで発行されることが多いため、ファンドは米ドル建資産の構成比率が相対的に高くなります。

- ❗ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。
- ❗ 上記は過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

■組入債券のデュレーションについて

- 組入債券の平均デュレーションは原則としてベンチマーク比±2年以内とします。
- ❗ デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

金利の変化と債券価格の変動の関係(イメージ図)



市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

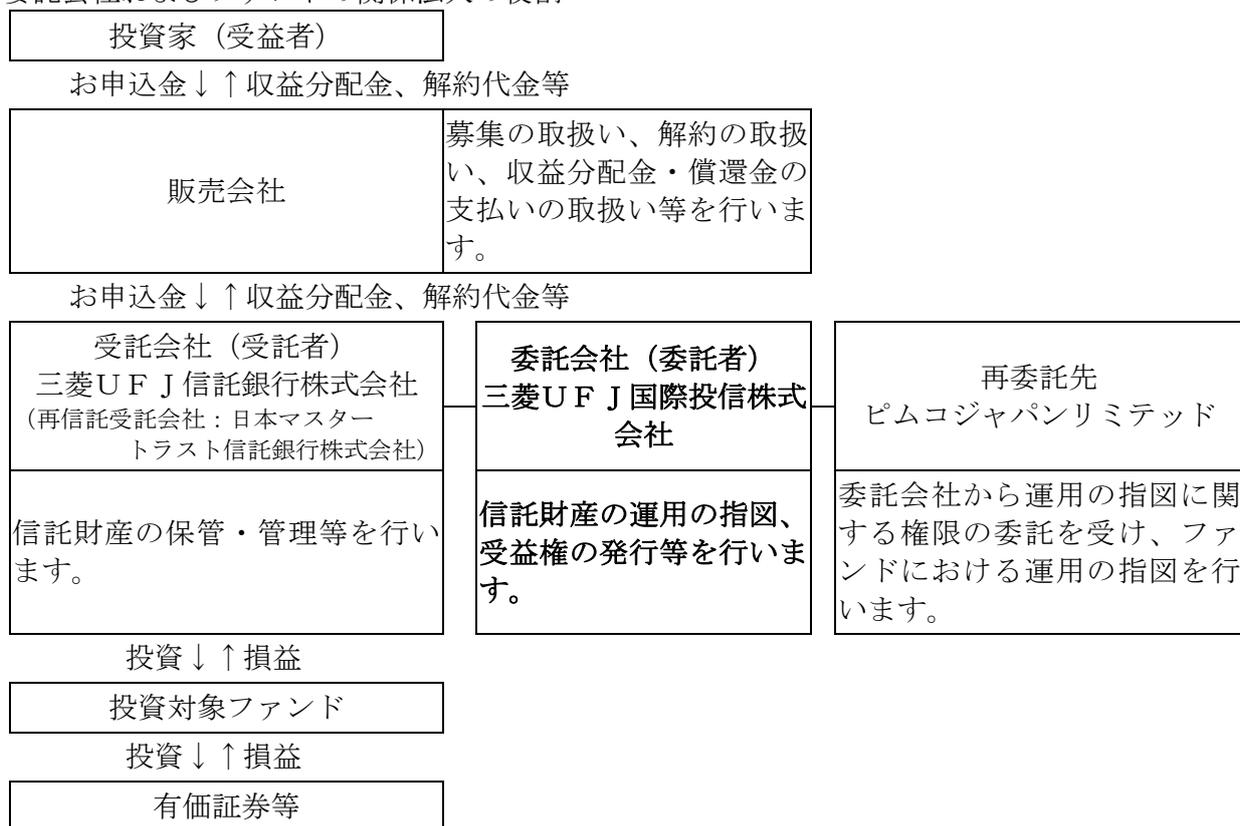
(2) 【ファンドの沿革】

2004年9月30日
2005年10月1日

設定日、信託契約締結、運用開始
ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|--------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |
| 委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」 | 運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。 |

③委託会社の概況（2022年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三

菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券 (MBS)、資産担保証券 (ABS) 等に実質的な投資を行います。

ICE BofA 先進国ハイ・イールド・コンストレインド指数 (BB-B、円ベース) をベンチマークとします。実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてB一格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB一格相当以上を維持します。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク±2年以内で調整します。

実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Y」を選定しました。

また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。) の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券 (金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンドおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。) のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

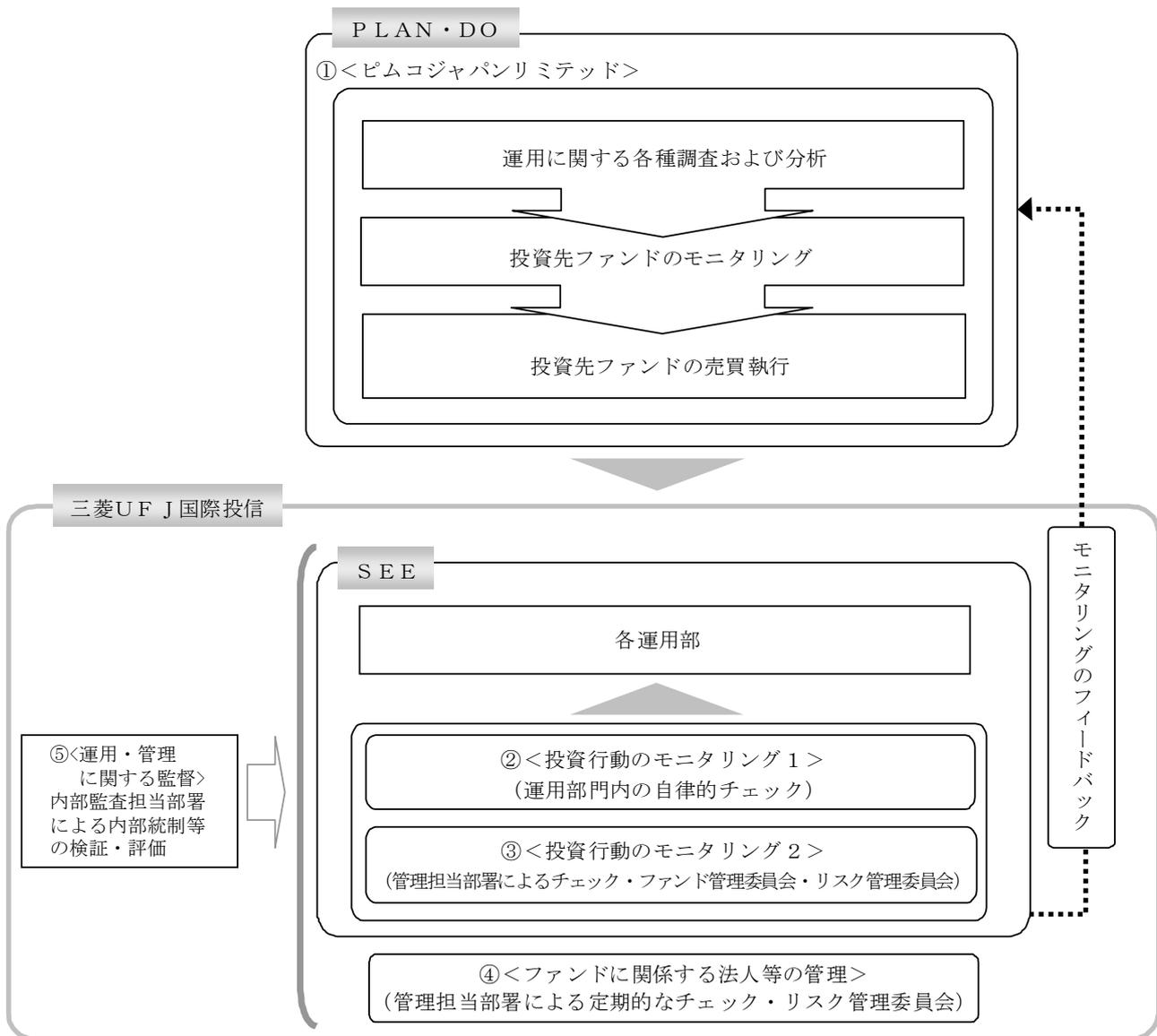
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

| ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド JPY | |
|---------------------------------|--|
| 形態 | ケイマン籍・円建外国投資信託 |
| 投資態度 | ベンチマークであるICE BofA 先進国ハイ・イールド・コンストレインド指数(BB-B、円ベース)を上回る投資成果をめざします。 |
| 主な投資対象 | 世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常、ファンドの80%以上をBBB-格相当未満の格付けを取得している公社債に投資します。 ・投資する公社債は原則として取得時においてB-格相当以上の格付けを取得しているものに限りません。 ・投資する公社債の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてB-格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則としてベンチマーク±2年の範囲で調整します。 ・同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、取得時において純資産総額の3%以内とします(国債や政府機関債等を除きます。) ・エマージング債への投資は行いません。 ・原則として、為替ヘッジは行いません。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ありません。 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 投資運用会社 | Pacific Investment Management Company LLC(PIMCO) |
| 設定日 | 2003年8月8日 |
| 決算日 | 原則として毎年2月28日 |
| 分配方針 | 原則として毎月経費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。 なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。 |

| | |
|-------------------|--|
| マネー・マーケット・マザーファンド | |
| 形態 | 証券投資信託 |
| 投資運用会社 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 投資態度 | わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
| 主な投資対象 | わが国の公社債等 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | ありません。 |
| その他の費用・ 手数料 | 売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。 |
| 購入時手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 設定日 | 2005年3月4日 |
| 決算日 | 原則として毎年5月および11月の20日 |
| 分配方針 | 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。 |

(3) 【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング 1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング 2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60 名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑥資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

| |
|---|
| 当ファンドは、格付けの低いハイイールド債券を実質的な主要投資対象としており、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。 |
|---|

※留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 一般的に金利が低下した場合、資産担保証券（MBS、ABS）の担保となるローンの期限前返済が増加し、資産担保証券の期限前償還が増加することがあります。そのため当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議して

います。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

[再委託先の管理体制]

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

<投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS 指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

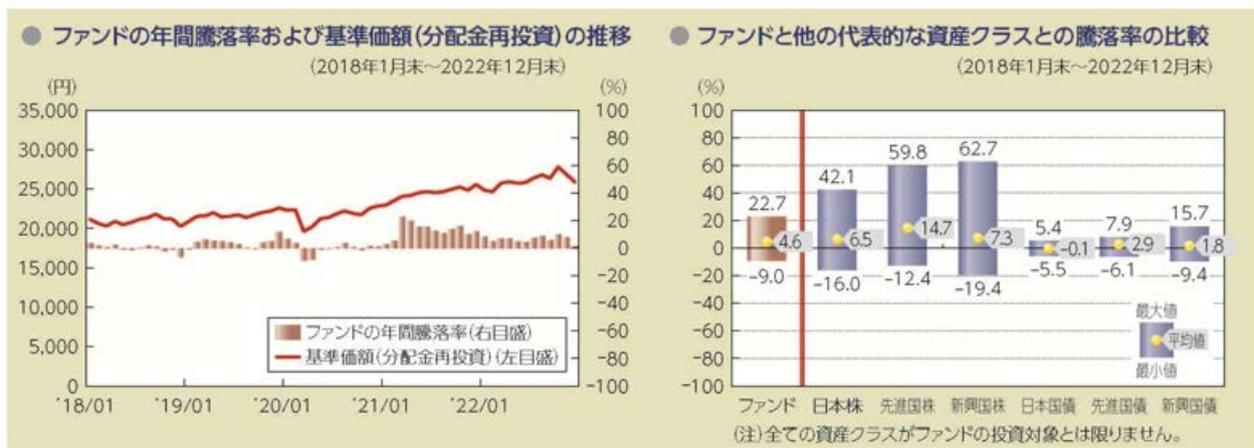
[委託会社における再委託先に対する確認体制]

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の 0.3%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年 1.54%（税抜 1.4%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1 万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|------|--------|---|
| 委託会社 | 0.8% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.55% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.05% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として 3、6、9、12 月の 15 日（該当日が休業日の時は該当日以降の最初の営業日）から 15 日以内および信託終了のときから 15 日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.605%（税抜年 0.55%）以内の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当

該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2022 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）】

(1) 【投資状況】

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|--------|----------------|----------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 25,870,672,446 | 99.59 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 11,997,643 | 0.05 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | — | 94,529,088 | 0.36 |
| 純資産総額 | | 25,977,199,177 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4 年 12 月 30 日現在

| 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|-----------|---------------------------------|--------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド JPY | 3,585,181.88 | 7,505.73 | 26,909,407,192 | 7,216 | 25,870,672,446 | 99.59 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 11,784,347 | 1.0181 | 11,997,643 | 1.0181 | 11,997,643 | 0.05 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4 年 12 月 30 日現在

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 99.59 |

| | |
|-----------|-------|
| 親投資信託受益証券 | 0.05 |
| 合計 | 99.64 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) | |
|--------------------------|-----------------|-----------------|------------------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第99 計算期間末日 (平成25年1月7日) | 128,956,608,173 | 130,268,546,778 | 5,406 | 5,461 |
| 第100 計算期間末日 (平成25年2月7日) | 132,421,539,845 | 133,696,444,636 | 5,713 | 5,768 |
| 第101 計算期間末日 (平成25年3月7日) | 128,204,909,054 | 129,450,384,067 | 5,662 | 5,717 |
| 第102 計算期間末日 (平成25年4月8日) | 129,509,425,279 | 130,723,074,658 | 5,869 | 5,924 |
| 第103 計算期間末日 (平成25年5月7日) | 130,549,301,276 | 131,733,666,938 | 6,062 | 6,117 |
| 第104 計算期間末日 (平成25年6月7日) | 122,027,134,686 | 123,179,739,901 | 5,823 | 5,878 |
| 第105 計算期間末日 (平成25年7月8日) | 119,374,068,207 | 120,504,871,399 | 5,806 | 5,861 |
| 第106 計算期間末日 (平成25年8月7日) | 115,477,694,565 | 116,590,818,012 | 5,706 | 5,761 |
| 第107 計算期間末日 (平成25年9月9日) | 113,802,081,114 | 114,900,398,239 | 5,699 | 5,754 |
| 第108 計算期間末日 (平成25年10月7日) | 111,339,778,636 | 112,423,413,700 | 5,651 | 5,706 |
| 第109 計算期間末日 (平成25年11月7日) | 111,425,069,346 | 112,488,031,569 | 5,765 | 5,820 |
| 第110 計算期間末日 (平成25年12月9日) | 112,014,975,241 | 113,043,593,965 | 5,989 | 6,044 |
| 第111 計算期間末日 (平成26年1月7日) | 106,973,832,703 | 107,942,477,423 | 6,074 | 6,129 |
| 第112 計算期間末日 (平成26年2月7日) | 102,339,706,600 | 103,298,449,629 | 5,871 | 5,926 |
| 第113 計算期間末日 (平成26年3月7日) | 103,820,504,196 | 104,772,156,397 | 6,000 | 6,055 |
| 第114 計算期間末日 (平成26年4月7日) | 102,269,055,831 | 103,209,440,928 | 5,981 | 6,036 |
| 第115 計算期間末日 (平成26年5月7日) | 99,342,053,613 | 100,274,539,549 | 5,859 | 5,914 |
| 第116 計算期間末日 (平成26年6月9日) | 98,458,065,388 | 99,379,392,999 | 5,878 | 5,933 |
| 第117 計算期間末日 (平成26年7月7日) | 96,458,303,000 | 97,369,185,401 | 5,824 | 5,879 |
| 第118 計算期間末日 (平成26年8月7日) | 92,691,716,327 | 93,592,666,057 | 5,659 | 5,714 |
| 第119 計算期間末日 (平成26年9月8日) | 92,908,197,114 | 93,793,492,809 | 5,772 | 5,827 |
| 第120 計算期間末日 (平成26年10月7日) | 92,415,737,272 | 93,281,634,393 | 5,870 | 5,925 |
| 第121 計算期間末日 (平成26年11月7日) | 94,832,063,837 | 95,682,403,380 | 6,134 | 6,189 |

| | | | | | |
|-------------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第122 計算期間末日 | (平成26年12月8日) | 95,798,253,815 | 96,625,720,017 | 6,368 | 6,423 |
| 第123 計算期間末日 | (平成27年1月7日) | 90,045,899,917 | 90,860,909,133 | 6,077 | 6,132 |
| 第124 計算期間末日 | (平成27年2月9日) | 89,654,928,981 | 90,460,574,846 | 6,121 | 6,176 |
| 第125 計算期間末日 | (平成27年3月9日) | 88,509,020,317 | 89,300,585,647 | 6,150 | 6,205 |
| 第126 計算期間末日 | (平成27年4月7日) | 85,278,964,351 | 86,057,177,015 | 6,027 | 6,082 |
| 第127 計算期間末日 | (平成27年5月7日) | 84,798,385,704 | 85,570,056,457 | 6,044 | 6,099 |
| 第128 計算期間末日 | (平成27年6月8日) | 86,398,711,701 | 87,157,993,429 | 6,258 | 6,313 |
| 第129 計算期間末日 | (平成27年7月7日) | 81,718,477,058 | 82,465,338,223 | 6,018 | 6,073 |
| 第130 計算期間末日 | (平成27年8月7日) | 81,246,922,431 | 81,984,766,330 | 6,056 | 6,111 |
| 第131 計算期間末日 | (平成27年9月7日) | 75,727,977,718 | 76,456,274,242 | 5,719 | 5,774 |
| 第132 計算期間末日 | (平成27年10月7日) | 73,900,102,662 | 74,623,119,785 | 5,622 | 5,677 |
| 第133 計算期間末日 | (平成27年11月9日) | 75,222,412,931 | 75,939,431,486 | 5,770 | 5,825 |
| 第134 計算期間末日 | (平成27年12月7日) | 72,681,238,865 | 73,388,310,702 | 5,654 | 5,709 |
| 第135 計算期間末日 | (平成28年1月7日) | 66,832,064,200 | 67,525,490,757 | 5,301 | 5,356 |
| 第136 計算期間末日 | (平成28年2月8日) | 63,363,409,658 | 64,047,446,183 | 5,095 | 5,150 |
| 第137 計算期間末日 | (平成28年3月7日) | 62,106,433,155 | 62,784,949,644 | 5,034 | 5,089 |
| 第138 計算期間末日 | (平成28年4月7日) | 59,769,256,847 | 60,439,998,005 | 4,901 | 4,956 |
| 第139 計算期間末日 | (平成28年5月9日) | 57,537,580,214 | 58,203,101,550 | 4,755 | 4,810 |
| 第140 計算期間末日 | (平成28年6月7日) | 57,533,461,511 | 58,194,696,174 | 4,786 | 4,841 |
| 第141 計算期間末日 | (平成28年7月7日) | 52,424,000,770 | 53,077,831,466 | 4,410 | 4,465 |
| 第142 計算期間末日 | (平成28年8月8日) | 53,431,052,040 | 53,843,824,194 | 4,531 | 4,566 |
| 第143 計算期間末日 | (平成28年9月7日) | 53,282,195,987 | 53,687,486,077 | 4,601 | 4,636 |
| 第144 計算期間末日 | (平成28年10月7日) | 52,660,547,817 | 53,058,029,046 | 4,637 | 4,672 |
| 第145 計算期間末日 | (平成28年11月7日) | 50,327,807,634 | 50,718,246,484 | 4,512 | 4,547 |
| 第146 計算期間末日 | (平成28年12月7日) | 54,221,931,520 | 54,604,689,528 | 4,958 | 4,993 |
| 第147 計算期間末日 | (平成29年1月10日) | 54,632,574,491 | 55,007,000,441 | 5,107 | 5,142 |
| 第148 計算期間末日 | (平成29年2月7日) | 51,950,064,230 | 52,318,266,854 | 4,938 | 4,973 |
| 第149 計算期間末日 | (平成29年3月7日) | 51,808,560,347 | 52,172,031,158 | 4,989 | 5,024 |
| 第150 計算期間末日 | (平成29年4月7日) | 49,628,285,177 | 49,987,216,568 | 4,839 | 4,874 |
| 第151 計算期間末日 | (平成29年5月8日) | 50,456,189,058 | 50,812,216,619 | 4,960 | 4,995 |
| 第152 計算期間末日 | (平成29年6月7日) | 48,954,585,758 | 49,307,012,660 | 4,862 | 4,897 |
| 第153 計算期間末日 | (平成29年7月7日) | 49,549,436,216 | 49,897,003,556 | 4,990 | 5,025 |
| 第154 計算期間末日 | (平成29年8月7日) | 48,692,914,050 | 49,037,488,249 | 4,946 | 4,981 |
| 第155 計算期間末日 | (平成29年9月7日) | 47,182,232,856 | 47,523,514,260 | 4,839 | 4,874 |
| 第156 計算期間末日 | (平成29年10月10日) | 48,093,754,381 | 48,431,364,878 | 4,986 | 5,021 |
| 第157 計算期間末日 | (平成29年11月7日) | 47,942,338,862 | 48,277,123,501 | 5,012 | 5,047 |
| 第158 計算期間末日 | (平成29年12月7日) | 46,406,340,794 | 46,738,332,453 | 4,892 | 4,927 |
| 第159 計算期間末日 | (平成30年1月9日) | 46,462,501,115 | 46,791,208,283 | 4,947 | 4,982 |
| 第160 計算期間末日 | (平成30年2月7日) | 43,988,147,178 | 44,314,424,744 | 4,719 | 4,754 |
| 第161 計算期間末日 | (平成30年3月7日) | 41,999,849,464 | 42,324,011,856 | 4,535 | 4,570 |
| 第162 計算期間末日 | (平成30年4月9日) | 41,646,410,601 | 41,968,189,287 | 4,530 | 4,565 |

| | | | | | |
|--------------|--------------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第 163 計算期間末日 | (平成 30 年 5 月 7 日) | 41,529,985,984 | 41,849,321,313 | 4,552 | 4,587 |
| 第 164 計算期間末日 | (平成 30 年 6 月 7 日) | 41,098,606,086 | 41,415,006,893 | 4,546 | 4,581 |
| 第 165 計算期間末日 | (平成 30 年 7 月 9 日) | 40,457,681,024 | 40,771,510,822 | 4,512 | 4,547 |
| 第 166 計算期間末日 | (平成 30 年 8 月 7 日) | 40,500,144,339 | 40,811,301,080 | 4,556 | 4,591 |
| 第 167 計算期間末日 | (平成 30 年 9 月 7 日) | 39,869,706,568 | 40,178,625,315 | 4,517 | 4,552 |
| 第 168 計算期間末日 | (平成 30 年 10 月 9 日) | 39,974,853,571 | 40,281,464,122 | 4,563 | 4,598 |
| 第 169 計算期間末日 | (平成 30 年 11 月 7 日) | 39,209,834,179 | 39,514,733,572 | 4,501 | 4,536 |
| 第 170 計算期間末日 | (平成 30 年 12 月 7 日) | 37,640,989,330 | 37,944,037,718 | 4,347 | 4,382 |
| 第 171 計算期間末日 | (平成 31 年 1 月 7 日) | 35,520,424,699 | 35,821,177,572 | 4,134 | 4,169 |
| 第 172 計算期間末日 | (平成 31 年 2 月 7 日) | 36,888,370,442 | 37,187,125,441 | 4,322 | 4,357 |
| 第 173 計算期間末日 | (平成 31 年 3 月 7 日) | 37,305,953,473 | 37,603,116,154 | 4,394 | 4,429 |
| 第 174 計算期間末日 | (平成 31 年 4 月 8 日) | 37,285,829,879 | 37,580,933,130 | 4,422 | 4,457 |
| 第 175 計算期間末日 | (令和 1 年 5 月 7 日) | 36,697,820,489 | 36,991,617,805 | 4,372 | 4,407 |
| 第 176 計算期間末日 | (令和 1 年 6 月 7 日) | 35,141,218,295 | 35,433,338,915 | 4,210 | 4,245 |
| 第 177 計算期間末日 | (令和 1 年 7 月 8 日) | 35,541,351,896 | 35,833,019,760 | 4,265 | 4,300 |
| 第 178 計算期間末日 | (令和 1 年 8 月 7 日) | 34,095,241,983 | 34,385,340,005 | 4,114 | 4,149 |
| 第 179 計算期間末日 | (令和 1 年 9 月 9 日) | 34,345,054,572 | 34,634,247,706 | 4,157 | 4,192 |
| 第 180 計算期間末日 | (令和 1 年 10 月 7 日) | 33,714,889,503 | 34,002,994,228 | 4,096 | 4,131 |
| 第 181 計算期間末日 | (令和 1 年 11 月 7 日) | 34,331,423,496 | 34,617,955,971 | 4,194 | 4,229 |
| 第 182 計算期間末日 | (令和 1 年 12 月 9 日) | 33,918,143,952 | 34,202,867,468 | 4,169 | 4,204 |
| 第 183 計算期間末日 | (令和 2 年 1 月 7 日) | 33,853,402,559 | 34,136,788,442 | 4,181 | 4,216 |
| 第 184 計算期間末日 | (令和 2 年 2 月 7 日) | 33,902,554,052 | 34,063,591,851 | 4,211 | 4,231 |
| 第 185 計算期間末日 | (令和 2 年 3 月 9 日) | 31,298,129,249 | 31,456,658,449 | 3,949 | 3,969 |
| 第 186 計算期間末日 | (令和 2 年 4 月 7 日) | 28,118,910,293 | 28,274,862,249 | 3,606 | 3,626 |
| 第 187 計算期間末日 | (令和 2 年 5 月 7 日) | 28,614,855,398 | 28,770,458,249 | 3,678 | 3,698 |
| 第 188 計算期間末日 | (令和 2 年 6 月 8 日) | 31,652,276,556 | 31,807,718,322 | 4,073 | 4,093 |
| 第 189 計算期間末日 | (令和 2 年 7 月 7 日) | 30,284,634,868 | 30,439,411,177 | 3,913 | 3,933 |
| 第 190 計算期間末日 | (令和 2 年 8 月 7 日) | 30,657,012,774 | 30,810,904,405 | 3,984 | 4,004 |
| 第 191 計算期間末日 | (令和 2 年 9 月 7 日) | 30,652,018,582 | 30,804,738,790 | 4,014 | 4,034 |
| 第 192 計算期間末日 | (令和 2 年 10 月 7 日) | 29,965,502,648 | 30,117,193,699 | 3,951 | 3,971 |
| 第 193 計算期間末日 | (令和 2 年 11 月 9 日) | 29,327,977,276 | 29,478,494,267 | 3,897 | 3,917 |
| 第 194 計算期間末日 | (令和 2 年 12 月 7 日) | 30,066,572,515 | 30,215,880,895 | 4,027 | 4,047 |
| 第 195 計算期間末日 | (令和 3 年 1 月 7 日) | 29,537,014,118 | 29,684,232,856 | 4,013 | 4,033 |
| 第 196 計算期間末日 | (令和 3 年 2 月 8 日) | 29,700,975,478 | 29,846,623,897 | 4,078 | 4,098 |
| 第 197 計算期間末日 | (令和 3 年 3 月 8 日) | 29,828,094,131 | 29,972,708,586 | 4,125 | 4,145 |
| 第 198 計算期間末日 | (令和 3 年 4 月 7 日) | 29,924,168,473 | 30,067,268,452 | 4,182 | 4,202 |
| 第 199 計算期間末日 | (令和 3 年 5 月 7 日) | 29,683,587,909 | 29,825,786,651 | 4,175 | 4,195 |
| 第 200 計算期間末日 | (令和 3 年 6 月 7 日) | 29,623,934,119 | 29,764,838,252 | 4,205 | 4,225 |
| 第 201 計算期間末日 | (令和 3 年 7 月 7 日) | 29,524,857,039 | 29,664,760,133 | 4,221 | 4,241 |
| 第 202 計算期間末日 | (令和 3 年 8 月 10 日) | 29,000,466,299 | 29,139,359,770 | 4,176 | 4,196 |
| 第 203 計算期間末日 | (令和 3 年 9 月 7 日) | 28,846,847,781 | 28,985,016,006 | 4,176 | 4,196 |

| | | | | | |
|--------------|-------------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第 204 計算期間末日 | (令和 3 年 10 月 7 日) | 28,470,580,730 | 28,607,753,359 | 4,151 | 4,171 |
| 第 205 計算期間末日 | (令和 3 年 11 月 8 日) | 28,885,405,104 | 29,021,632,817 | 4,241 | 4,261 |
| 第 206 計算期間末日 | (令和 3 年 12 月 7 日) | 28,107,870,526 | 28,243,008,769 | 4,160 | 4,180 |
| 第 207 計算期間末日 | (令和 4 年 1 月 7 日) | 28,526,072,721 | 28,660,536,346 | 4,243 | 4,263 |
| 第 208 計算期間末日 | (令和 4 年 2 月 7 日) | 27,535,180,408 | 27,602,088,462 | 4,115 | 4,125 |
| 第 209 計算期間末日 | (令和 4 年 3 月 7 日) | 26,578,987,113 | 26,645,323,302 | 4,007 | 4,017 |
| 第 210 計算期間末日 | (令和 4 年 4 月 7 日) | 27,815,949,910 | 27,881,484,804 | 4,244 | 4,254 |
| 第 211 計算期間末日 | (令和 4 年 5 月 9 日) | 27,595,062,216 | 27,659,984,973 | 4,250 | 4,260 |
| 第 212 計算期間末日 | (令和 4 年 6 月 7 日) | 27,927,432,699 | 27,991,866,234 | 4,334 | 4,344 |
| 第 213 計算期間末日 | (令和 4 年 7 月 7 日) | 26,577,196,119 | 26,641,202,806 | 4,152 | 4,162 |
| 第 214 計算期間末日 | (令和 4 年 8 月 8 日) | 27,881,315,103 | 27,944,906,397 | 4,384 | 4,394 |
| 第 215 計算期間末日 | (令和 4 年 9 月 7 日) | 27,959,499,355 | 28,022,753,052 | 4,420 | 4,430 |
| 第 216 計算期間末日 | (令和 4 年 10 月 7 日) | 27,485,966,741 | 27,548,836,458 | 4,372 | 4,382 |
| 第 217 計算期間末日 | (令和 4 年 11 月 7 日) | 27,930,713,295 | 27,993,248,057 | 4,466 | 4,476 |
| 第 218 計算期間末日 | (令和 4 年 12 月 7 日) | 27,030,764,561 | 27,093,101,216 | 4,336 | 4,346 |
| | 令和 3 年 12 月末日 | 28,725,662,773 | — | 4,264 | — |
| | 令和 4 年 1 月末日 | 27,635,044,447 | — | 4,123 | — |
| | 2 月末日 | 27,116,777,107 | — | 4,081 | — |
| | 3 月末日 | 27,912,039,952 | — | 4,250 | — |
| | 4 月末日 | 27,736,542,606 | — | 4,268 | — |
| | 5 月末日 | 27,341,566,955 | — | 4,232 | — |
| | 6 月末日 | 27,114,961,637 | — | 4,233 | — |
| | 7 月末日 | 27,498,883,235 | — | 4,318 | — |
| | 8 月末日 | 27,673,817,865 | — | 4,371 | — |
| | 9 月末日 | 27,033,851,640 | — | 4,295 | — |
| | 10 月末日 | 28,312,485,873 | — | 4,517 | — |
| | 11 月末日 | 27,122,341,808 | — | 4,349 | — |
| | 12 月末日 | 25,977,199,177 | — | 4,192 | — |

②【分配の推移】

| | 1 万口当たりの分配金 |
|------------|-------------|
| 第 99 計算期間 | 55 円 |
| 第 100 計算期間 | 55 円 |
| 第 101 計算期間 | 55 円 |
| 第 102 計算期間 | 55 円 |
| 第 103 計算期間 | 55 円 |
| 第 104 計算期間 | 55 円 |
| 第 105 計算期間 | 55 円 |

| | |
|------------|------|
| 第 106 計算期間 | 55 円 |
| 第 107 計算期間 | 55 円 |
| 第 108 計算期間 | 55 円 |
| 第 109 計算期間 | 55 円 |
| 第 110 計算期間 | 55 円 |
| 第 111 計算期間 | 55 円 |
| 第 112 計算期間 | 55 円 |
| 第 113 計算期間 | 55 円 |
| 第 114 計算期間 | 55 円 |
| 第 115 計算期間 | 55 円 |
| 第 116 計算期間 | 55 円 |
| 第 117 計算期間 | 55 円 |
| 第 118 計算期間 | 55 円 |
| 第 119 計算期間 | 55 円 |
| 第 120 計算期間 | 55 円 |
| 第 121 計算期間 | 55 円 |
| 第 122 計算期間 | 55 円 |
| 第 123 計算期間 | 55 円 |
| 第 124 計算期間 | 55 円 |
| 第 125 計算期間 | 55 円 |
| 第 126 計算期間 | 55 円 |
| 第 127 計算期間 | 55 円 |
| 第 128 計算期間 | 55 円 |
| 第 129 計算期間 | 55 円 |
| 第 130 計算期間 | 55 円 |
| 第 131 計算期間 | 55 円 |
| 第 132 計算期間 | 55 円 |
| 第 133 計算期間 | 55 円 |
| 第 134 計算期間 | 55 円 |
| 第 135 計算期間 | 55 円 |
| 第 136 計算期間 | 55 円 |
| 第 137 計算期間 | 55 円 |
| 第 138 計算期間 | 55 円 |
| 第 139 計算期間 | 55 円 |
| 第 140 計算期間 | 55 円 |
| 第 141 計算期間 | 55 円 |
| 第 142 計算期間 | 35 円 |
| 第 143 計算期間 | 35 円 |
| 第 144 計算期間 | 35 円 |
| 第 145 計算期間 | 35 円 |
| 第 146 計算期間 | 35 円 |

| | |
|------------|------|
| 第 147 計算期間 | 35 円 |
| 第 148 計算期間 | 35 円 |
| 第 149 計算期間 | 35 円 |
| 第 150 計算期間 | 35 円 |
| 第 151 計算期間 | 35 円 |
| 第 152 計算期間 | 35 円 |
| 第 153 計算期間 | 35 円 |
| 第 154 計算期間 | 35 円 |
| 第 155 計算期間 | 35 円 |
| 第 156 計算期間 | 35 円 |
| 第 157 計算期間 | 35 円 |
| 第 158 計算期間 | 35 円 |
| 第 159 計算期間 | 35 円 |
| 第 160 計算期間 | 35 円 |
| 第 161 計算期間 | 35 円 |
| 第 162 計算期間 | 35 円 |
| 第 163 計算期間 | 35 円 |
| 第 164 計算期間 | 35 円 |
| 第 165 計算期間 | 35 円 |
| 第 166 計算期間 | 35 円 |
| 第 167 計算期間 | 35 円 |
| 第 168 計算期間 | 35 円 |
| 第 169 計算期間 | 35 円 |
| 第 170 計算期間 | 35 円 |
| 第 171 計算期間 | 35 円 |
| 第 172 計算期間 | 35 円 |
| 第 173 計算期間 | 35 円 |
| 第 174 計算期間 | 35 円 |
| 第 175 計算期間 | 35 円 |
| 第 176 計算期間 | 35 円 |
| 第 177 計算期間 | 35 円 |
| 第 178 計算期間 | 35 円 |
| 第 179 計算期間 | 35 円 |
| 第 180 計算期間 | 35 円 |
| 第 181 計算期間 | 35 円 |
| 第 182 計算期間 | 35 円 |
| 第 183 計算期間 | 35 円 |
| 第 184 計算期間 | 20 円 |
| 第 185 計算期間 | 20 円 |
| 第 186 計算期間 | 20 円 |
| 第 187 計算期間 | 20 円 |

| | |
|------------|------|
| 第 188 計算期間 | 20 円 |
| 第 189 計算期間 | 20 円 |
| 第 190 計算期間 | 20 円 |
| 第 191 計算期間 | 20 円 |
| 第 192 計算期間 | 20 円 |
| 第 193 計算期間 | 20 円 |
| 第 194 計算期間 | 20 円 |
| 第 195 計算期間 | 20 円 |
| 第 196 計算期間 | 20 円 |
| 第 197 計算期間 | 20 円 |
| 第 198 計算期間 | 20 円 |
| 第 199 計算期間 | 20 円 |
| 第 200 計算期間 | 20 円 |
| 第 201 計算期間 | 20 円 |
| 第 202 計算期間 | 20 円 |
| 第 203 計算期間 | 20 円 |
| 第 204 計算期間 | 20 円 |
| 第 205 計算期間 | 20 円 |
| 第 206 計算期間 | 20 円 |
| 第 207 計算期間 | 20 円 |
| 第 208 計算期間 | 10 円 |
| 第 209 計算期間 | 10 円 |
| 第 210 計算期間 | 10 円 |
| 第 211 計算期間 | 10 円 |
| 第 212 計算期間 | 10 円 |
| 第 213 計算期間 | 10 円 |
| 第 214 計算期間 | 10 円 |
| 第 215 計算期間 | 10 円 |
| 第 216 計算期間 | 10 円 |
| 第 217 計算期間 | 10 円 |
| 第 218 計算期間 | 10 円 |

③ 【収益率の推移】

| | 収益率 (%) |
|------------|---------|
| 第 99 計算期間 | 8.31 |
| 第 100 計算期間 | 6.69 |
| 第 101 計算期間 | 0.07 |
| 第 102 計算期間 | 4.62 |
| 第 103 計算期間 | 4.22 |
| 第 104 計算期間 | △3.03 |

| | |
|------------|-------|
| 第 105 計算期間 | 0.65 |
| 第 106 計算期間 | △0.77 |
| 第 107 計算期間 | 0.84 |
| 第 108 計算期間 | 0.12 |
| 第 109 計算期間 | 2.99 |
| 第 110 計算期間 | 4.83 |
| 第 111 計算期間 | 2.33 |
| 第 112 計算期間 | △2.43 |
| 第 113 計算期間 | 3.13 |
| 第 114 計算期間 | 0.60 |
| 第 115 計算期間 | △1.12 |
| 第 116 計算期間 | 1.26 |
| 第 117 計算期間 | 0.01 |
| 第 118 計算期間 | △1.88 |
| 第 119 計算期間 | 2.96 |
| 第 120 計算期間 | 2.65 |
| 第 121 計算期間 | 5.43 |
| 第 122 計算期間 | 4.71 |
| 第 123 計算期間 | △3.70 |
| 第 124 計算期間 | 1.62 |
| 第 125 計算期間 | 1.37 |
| 第 126 計算期間 | △1.10 |
| 第 127 計算期間 | 1.19 |
| 第 128 計算期間 | 4.45 |
| 第 129 計算期間 | △2.95 |
| 第 130 計算期間 | 1.54 |
| 第 131 計算期間 | △4.65 |
| 第 132 計算期間 | △0.73 |
| 第 133 計算期間 | 3.61 |
| 第 134 計算期間 | △1.05 |
| 第 135 計算期間 | △5.27 |
| 第 136 計算期間 | △2.84 |
| 第 137 計算期間 | △0.11 |
| 第 138 計算期間 | △1.54 |
| 第 139 計算期間 | △1.85 |
| 第 140 計算期間 | 1.80 |
| 第 141 計算期間 | △6.70 |
| 第 142 計算期間 | 3.53 |
| 第 143 計算期間 | 2.31 |
| 第 144 計算期間 | 1.54 |
| 第 145 計算期間 | △1.94 |

| | |
|------------|-------|
| 第 146 計算期間 | 10.66 |
| 第 147 計算期間 | 3.71 |
| 第 148 計算期間 | △2.62 |
| 第 149 計算期間 | 1.74 |
| 第 150 計算期間 | △2.30 |
| 第 151 計算期間 | 3.22 |
| 第 152 計算期間 | △1.27 |
| 第 153 計算期間 | 3.35 |
| 第 154 計算期間 | △0.18 |
| 第 155 計算期間 | △1.45 |
| 第 156 計算期間 | 3.76 |
| 第 157 計算期間 | 1.22 |
| 第 158 計算期間 | △1.69 |
| 第 159 計算期間 | 1.83 |
| 第 160 計算期間 | △3.90 |
| 第 161 計算期間 | △3.15 |
| 第 162 計算期間 | 0.66 |
| 第 163 計算期間 | 1.25 |
| 第 164 計算期間 | 0.63 |
| 第 165 計算期間 | 0.02 |
| 第 166 計算期間 | 1.75 |
| 第 167 計算期間 | △0.08 |
| 第 168 計算期間 | 1.79 |
| 第 169 計算期間 | △0.59 |
| 第 170 計算期間 | △2.64 |
| 第 171 計算期間 | △4.09 |
| 第 172 計算期間 | 5.39 |
| 第 173 計算期間 | 2.47 |
| 第 174 計算期間 | 1.43 |
| 第 175 計算期間 | △0.33 |
| 第 176 計算期間 | △2.90 |
| 第 177 計算期間 | 2.13 |
| 第 178 計算期間 | △2.71 |
| 第 179 計算期間 | 1.89 |
| 第 180 計算期間 | △0.62 |
| 第 181 計算期間 | 3.24 |
| 第 182 計算期間 | 0.23 |
| 第 183 計算期間 | 1.12 |
| 第 184 計算期間 | 1.19 |
| 第 185 計算期間 | △5.74 |
| 第 186 計算期間 | △8.17 |

| | |
|------------|-------|
| 第 187 計算期間 | 2.55 |
| 第 188 計算期間 | 11.28 |
| 第 189 計算期間 | △3.43 |
| 第 190 計算期間 | 2.32 |
| 第 191 計算期間 | 1.25 |
| 第 192 計算期間 | △1.07 |
| 第 193 計算期間 | △0.86 |
| 第 194 計算期間 | 3.84 |
| 第 195 計算期間 | 0.14 |
| 第 196 計算期間 | 2.11 |
| 第 197 計算期間 | 1.64 |
| 第 198 計算期間 | 1.86 |
| 第 199 計算期間 | 0.31 |
| 第 200 計算期間 | 1.19 |
| 第 201 計算期間 | 0.85 |
| 第 202 計算期間 | △0.59 |
| 第 203 計算期間 | 0.47 |
| 第 204 計算期間 | △0.11 |
| 第 205 計算期間 | 2.64 |
| 第 206 計算期間 | △1.43 |
| 第 207 計算期間 | 2.47 |
| 第 208 計算期間 | △2.78 |
| 第 209 計算期間 | △2.38 |
| 第 210 計算期間 | 6.16 |
| 第 211 計算期間 | 0.37 |
| 第 212 計算期間 | 2.21 |
| 第 213 計算期間 | △3.96 |
| 第 214 計算期間 | 5.82 |
| 第 215 計算期間 | 1.04 |
| 第 216 計算期間 | △0.85 |
| 第 217 計算期間 | 2.37 |
| 第 218 計算期間 | △2.68 |

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|------------|---------------|---------------|-----------------|
| 第 99 計算期間 | 844,082,601 | 9,671,947,895 | 238,534,291,973 |
| 第 100 計算期間 | 1,042,403,103 | 7,775,823,818 | 231,800,871,258 |
| 第 101 計算期間 | 910,068,985 | 6,260,937,744 | 226,450,002,499 |
| 第 102 計算期間 | 820,576,555 | 6,607,055,516 | 220,663,523,538 |

| | | | |
|------------|-------------|----------------|-----------------|
| 第 103 計算期間 | 697,813,327 | 6,022,125,474 | 215,339,211,391 |
| 第 104 計算期間 | 911,047,467 | 6,685,674,160 | 209,564,584,698 |
| 第 105 計算期間 | 674,452,287 | 4,638,456,462 | 205,600,580,523 |
| 第 106 計算期間 | 659,310,827 | 3,873,809,945 | 202,386,081,405 |
| 第 107 計算期間 | 824,380,171 | 3,516,438,819 | 199,694,022,757 |
| 第 108 計算期間 | 641,278,241 | 3,310,743,864 | 197,024,557,134 |
| 第 109 計算期間 | 568,554,337 | 4,327,252,742 | 193,265,858,729 |
| 第 110 計算期間 | 717,463,701 | 6,961,736,076 | 187,021,586,354 |
| 第 111 計算期間 | 955,987,754 | 11,860,352,144 | 176,117,221,964 |
| 第 112 計算期間 | 977,371,118 | 2,777,678,578 | 174,316,914,504 |
| 第 113 計算期間 | 630,719,223 | 1,919,960,659 | 173,027,673,068 |
| 第 114 計算期間 | 728,801,131 | 2,777,365,582 | 170,979,108,617 |
| 第 115 計算期間 | 548,995,526 | 1,985,206,573 | 169,542,897,570 |
| 第 116 計算期間 | 683,935,889 | 2,712,722,244 | 167,514,111,215 |
| 第 117 計算期間 | 632,667,232 | 2,531,796,342 | 165,614,982,105 |
| 第 118 計算期間 | 704,828,081 | 2,510,768,324 | 163,809,041,862 |
| 第 119 計算期間 | 463,733,177 | 3,309,921,302 | 160,962,853,737 |
| 第 120 計算期間 | 470,506,078 | 3,997,519,469 | 157,435,840,346 |
| 第 121 計算期間 | 263,427,706 | 3,092,078,336 | 154,607,189,716 |
| 第 122 計算期間 | 492,667,196 | 4,651,456,537 | 150,448,400,375 |
| 第 123 計算期間 | 423,097,055 | 2,688,003,478 | 148,183,493,952 |
| 第 124 計算期間 | 419,242,216 | 2,121,669,659 | 146,481,066,509 |
| 第 125 計算期間 | 275,078,954 | 2,835,176,247 | 143,920,969,216 |
| 第 126 計算期間 | 308,424,148 | 2,736,181,589 | 141,493,211,775 |
| 第 127 計算期間 | 333,770,898 | 1,523,209,321 | 140,303,773,352 |
| 第 128 計算期間 | 314,036,277 | 2,566,586,313 | 138,051,223,316 |
| 第 129 計算期間 | 214,123,037 | 2,472,407,215 | 135,792,939,138 |
| 第 130 計算期間 | 319,212,855 | 1,958,715,638 | 134,153,436,355 |
| 第 131 計算期間 | 278,570,550 | 2,014,456,924 | 132,417,549,981 |
| 第 132 計算期間 | 303,729,151 | 1,263,620,394 | 131,457,658,738 |
| 第 133 計算期間 | 269,978,947 | 1,360,627,552 | 130,367,010,133 |
| 第 134 計算期間 | 244,463,947 | 2,052,958,203 | 128,558,515,877 |
| 第 135 計算期間 | 282,686,920 | 2,763,646,966 | 126,077,555,831 |
| 第 136 計算期間 | 298,977,181 | 2,006,255,692 | 124,370,277,320 |
| 第 137 計算期間 | 238,923,928 | 1,242,566,735 | 123,366,634,513 |
| 第 138 計算期間 | 301,971,237 | 1,715,667,820 | 121,952,937,930 |
| 第 139 計算期間 | 405,176,346 | 1,354,234,973 | 121,003,879,303 |
| 第 140 計算期間 | 314,431,519 | 1,093,826,556 | 120,224,484,266 |
| 第 141 計算期間 | 284,168,005 | 1,630,343,870 | 118,878,308,401 |
| 第 142 計算期間 | 281,898,700 | 1,225,305,886 | 117,934,901,215 |
| 第 143 計算期間 | 207,871,138 | 2,345,603,529 | 115,797,168,824 |

| | | | |
|------------|-------------|---------------|-----------------|
| 第 144 計算期間 | 179,425,769 | 2,410,529,029 | 113,566,065,564 |
| 第 145 計算期間 | 166,643,537 | 2,178,751,940 | 111,553,957,161 |
| 第 146 計算期間 | 152,011,000 | 2,346,537,228 | 109,359,430,933 |
| 第 147 計算期間 | 191,348,794 | 2,571,936,682 | 106,978,843,045 |
| 第 148 計算期間 | 182,672,936 | 1,960,766,005 | 105,200,749,976 |
| 第 149 計算期間 | 172,595,772 | 1,524,542,544 | 103,848,803,204 |
| 第 150 計算期間 | 203,218,181 | 1,500,195,246 | 102,551,826,139 |
| 第 151 計算期間 | 148,636,394 | 978,301,987 | 101,722,160,546 |
| 第 152 計算期間 | 147,588,556 | 1,176,348,494 | 100,693,400,608 |
| 第 153 計算期間 | 169,101,691 | 1,557,547,952 | 99,304,954,347 |
| 第 154 計算期間 | 212,271,094 | 1,067,454,108 | 98,449,771,333 |
| 第 155 計算期間 | 168,842,021 | 1,109,640,730 | 97,508,972,624 |
| 第 156 計算期間 | 218,257,224 | 1,267,087,707 | 96,460,142,141 |
| 第 157 計算期間 | 206,104,427 | 1,013,492,534 | 95,652,754,034 |
| 第 158 計算期間 | 182,286,502 | 980,280,655 | 94,854,759,881 |
| 第 159 計算期間 | 195,141,244 | 1,133,567,233 | 93,916,333,892 |
| 第 160 計算期間 | 185,408,122 | 879,580,233 | 93,222,161,781 |
| 第 161 計算期間 | 300,502,565 | 904,837,888 | 92,617,826,458 |
| 第 162 計算期間 | 185,554,506 | 866,613,333 | 91,936,767,631 |
| 第 163 計算期間 | 172,798,411 | 870,900,551 | 91,238,665,491 |
| 第 164 計算期間 | 189,543,054 | 1,027,977,773 | 90,400,230,772 |
| 第 165 計算期間 | 165,114,924 | 899,689,056 | 89,665,656,640 |
| 第 166 計算期間 | 148,885,075 | 912,615,586 | 88,901,926,129 |
| 第 167 計算期間 | 129,041,180 | 768,468,150 | 88,262,499,159 |
| 第 168 計算期間 | 123,414,130 | 782,898,670 | 87,603,014,619 |
| 第 169 計算期間 | 224,880,351 | 713,782,641 | 87,114,112,329 |
| 第 170 計算期間 | 161,477,997 | 690,336,606 | 86,585,253,720 |
| 第 171 計算期間 | 146,506,164 | 802,367,332 | 85,929,392,552 |
| 第 172 計算期間 | 183,236,521 | 754,057,745 | 85,358,571,328 |
| 第 173 計算期間 | 143,275,584 | 598,223,490 | 84,903,623,422 |
| 第 174 計算期間 | 130,488,202 | 718,896,797 | 84,315,214,827 |
| 第 175 計算期間 | 125,064,044 | 498,188,476 | 83,942,090,395 |
| 第 176 計算期間 | 156,863,449 | 635,919,348 | 83,463,034,496 |
| 第 177 計算期間 | 207,222,740 | 336,581,696 | 83,333,675,540 |
| 第 178 計算期間 | 144,476,028 | 593,002,174 | 82,885,149,394 |
| 第 179 計算期間 | 166,353,997 | 424,893,654 | 82,626,609,737 |
| 第 180 計算期間 | 174,325,081 | 485,298,975 | 82,315,635,843 |
| 第 181 計算期間 | 146,571,548 | 595,785,934 | 81,866,421,457 |
| 第 182 計算期間 | 144,942,031 | 661,787,456 | 81,349,576,032 |
| 第 183 計算期間 | 172,056,600 | 554,237,351 | 80,967,395,281 |
| 第 184 計算期間 | 150,872,696 | 599,368,448 | 80,518,899,529 |

| | | | |
|------------|-------------|---------------|----------------|
| 第 185 計算期間 | 95,267,303 | 1,349,566,451 | 79,264,600,381 |
| 第 186 計算期間 | 138,428,599 | 1,427,050,768 | 77,975,978,212 |
| 第 187 計算期間 | 158,999,887 | 333,552,389 | 77,801,425,710 |
| 第 188 計算期間 | 188,583,607 | 269,125,889 | 77,720,883,428 |
| 第 189 計算期間 | 97,662,230 | 430,390,720 | 77,388,154,938 |
| 第 190 計算期間 | 98,798,560 | 541,137,820 | 76,945,815,678 |
| 第 191 計算期間 | 92,345,948 | 678,057,275 | 76,360,104,351 |
| 第 192 計算期間 | 121,449,808 | 636,028,383 | 75,845,525,776 |
| 第 193 計算期間 | 88,579,245 | 675,609,274 | 75,258,495,747 |
| 第 194 計算期間 | 91,306,528 | 695,612,140 | 74,654,190,135 |
| 第 195 計算期間 | 131,984,580 | 1,176,805,372 | 73,609,369,343 |
| 第 196 計算期間 | 105,328,074 | 890,487,493 | 72,824,209,924 |
| 第 197 計算期間 | 119,251,786 | 636,234,160 | 72,307,227,550 |
| 第 198 計算期間 | 71,402,577 | 828,640,362 | 71,549,989,765 |
| 第 199 計算期間 | 71,761,050 | 522,379,687 | 71,099,371,128 |
| 第 200 計算期間 | 76,303,512 | 723,608,127 | 70,452,066,513 |
| 第 201 計算期間 | 76,986,215 | 577,505,537 | 69,951,547,191 |
| 第 202 計算期間 | 75,629,751 | 580,441,139 | 69,446,735,803 |
| 第 203 計算期間 | 70,621,602 | 433,244,868 | 69,084,112,537 |
| 第 204 計算期間 | 88,005,868 | 585,803,470 | 68,586,314,935 |
| 第 205 計算期間 | 97,664,203 | 570,122,236 | 68,113,856,902 |
| 第 206 計算期間 | 99,700,027 | 644,434,934 | 67,569,121,995 |
| 第 207 計算期間 | 156,964,953 | 494,274,130 | 67,231,812,818 |
| 第 208 計算期間 | 99,053,042 | 422,811,124 | 66,908,054,736 |
| 第 209 計算期間 | 39,641,873 | 611,507,299 | 66,336,189,310 |
| 第 210 計算期間 | 47,826,176 | 849,121,283 | 65,534,894,203 |
| 第 211 計算期間 | 38,403,959 | 650,540,757 | 64,922,757,405 |
| 第 212 計算期間 | 54,254,110 | 543,476,497 | 64,433,535,018 |
| 第 213 計算期間 | 56,066,745 | 482,914,210 | 64,006,687,553 |
| 第 214 計算期間 | 59,501,158 | 474,893,744 | 63,591,294,967 |
| 第 215 計算期間 | 52,808,550 | 390,406,192 | 63,253,697,325 |
| 第 216 計算期間 | 80,343,900 | 464,323,846 | 62,869,717,379 |
| 第 217 計算期間 | 172,094,739 | 507,049,189 | 62,534,762,929 |
| 第 218 計算期間 | 38,974,021 | 237,081,752 | 62,336,655,198 |

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 4 年 12 月 30 日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|------|---------------|----------|
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | — | 2,694,608,986 | 100.00 |
| 純資産総額 | | 2,694,608,986 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

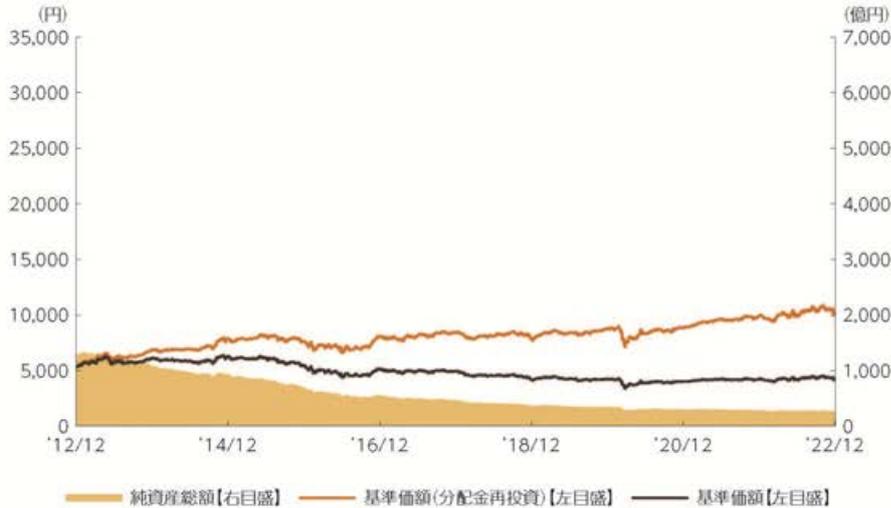
《参考情報》



運用実績

2022年12月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2012年12月28日～2022年12月30日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

| | |
|-------|---------|
| 基準価額 | 4,192円 |
| 純資産総額 | 259.7億円 |

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

| | |
|----------|---------|
| 2022年12月 | 10円 |
| 2022年11月 | 10円 |
| 2022年10月 | 10円 |
| 2022年9月 | 10円 |
| 2022年8月 | 10円 |
| 2022年7月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 130円 |
| 設定来累計 | 11,136円 |

•分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

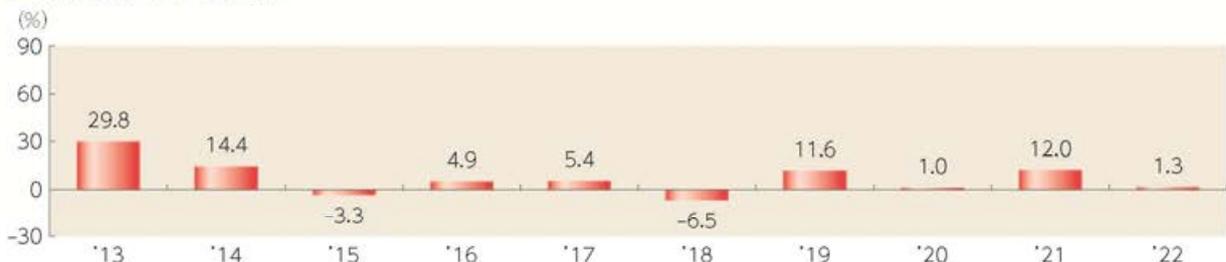
| 資産構成 | 比率 |
|---------------------------|--------|
| ピムコケイマングローバルハイインカムファンドJPY | 99.6% |
| マネー・マーケット・マザーファンド | 0.0% |
| | |
| | |
| | |
| コールローン他 (負債控除後) | 0.4% |
| 合計 | 100.0% |

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

| 組入上位銘柄名 | クーポン | 償還日 | 組入比率 |
|--|---------|------------|------|
| 1 U S TREASURY NOTE | 2.2500% | 2024/11/15 | 5.3% |
| 2 BANCA MONTE DEI PASCHI S | 2.6250% | 2025/04/28 | 1.8% |
| 3 TENET HEALTHCARE CORP SR SEC 144A | 4.8750% | 2026/01/01 | 1.6% |
| 4 FORD MOTOR CREDIT CO LLC | 2.3860% | 2026/02/17 | 1.2% |
| 5 AMERICAN AIRLINES/AADVAN 144A | 5.7500% | 2029/04/20 | 1.1% |
| 6 ALTICE FRANCE SA SEC REGS | 2.1250% | 2025/02/15 | 1.1% |
| 7 GRAPHIC PACKAGING INTERN 144A | 3.7500% | 2030/02/01 | 1.1% |
| 8 ROYAL CARIBBEAN CRUISES | 5.5000% | 2026/08/31 | 1.0% |
| 9 UBER TECHNOLOGIES INC SR UNSEC SMR 144A | 4.5000% | 2029/08/15 | 1.0% |
| 10 RESTAURANT BRANDS (1011778 BC) SEC 144A | 3.8750% | 2028/01/15 | 0.9% |

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みできません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されません。

②解約単位

1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限（2004年9月30日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月8日から翌月7日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④ 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないと

きは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約は、契約締結日から1年間とし、期間満了2ヵ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。
くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（令和 4 年 6 月 8 日から令和 4 年 12 月 7 日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月8日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ・グローバル・ハイールド・ファンド（毎月分配型）の令和4年6月8日から令和4年12月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ・グローバル・ハイールド・ファンド（毎月分配型）の令和4年12月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 [令和 4 年 6 月 7 日現在] | 当期 [令和 4 年 12 月 7 日現在] |
|------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 89,610,170 | 94,859,824 |
| 投資信託受益証券 | 27,840,418,576 | 26,948,892,355 |
| 親投資信託受益証券 | 11,998,822 | 11,997,643 |
| 未収入金 | 110,000,000 | 80,000,000 |
| 流動資産合計 | 28,052,027,568 | 27,135,749,822 |
| 資産合計 | 28,052,027,568 | 27,135,749,822 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 64,433,535 | 62,336,655 |
| 未払解約金 | 26,769,373 | 7,864,702 |
| 未払受託者報酬 | 1,188,999 | 1,238,557 |
| 未払委託者報酬 | 32,102,969 | 33,441,081 |
| 未払利息 | 127 | 236 |
| その他未払費用 | 99,866 | 104,030 |
| 流動負債合計 | 124,594,869 | 104,985,261 |
| 負債合計 | 124,594,869 | 104,985,261 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 64,433,535,018 | 62,336,655,198 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 (△) | △36,506,102,319 | △35,305,890,637 |
| (分配準備積立金) | 144,594,341 | 644,262,453 |
| 元本等合計 | 27,927,432,699 | 27,030,764,561 |
| 純資産合計 | 27,927,432,699 | 27,030,764,561 |
| 負債純資産合計 | 28,052,027,568 | 27,135,749,822 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自 令和 3 年 12 月 8 日 至 令和 4 年 6 月 7 日 | 当期 自 令和 4 年 6 月 8 日 至 令和 4 年 12 月 7 日 |
|-------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 711,753,903 | 1,029,232,995 |
| 受取利息 | 131 | 68 |
| 有価証券売買等損益 | 1,091,084,179 | △420,760,395 |
| 営業収益合計 | 1,802,838,213 | 608,472,668 |

営業費用

| | | |
|---|-----------------|-----------------|
| 支払利息 | 6,038 | 19,678 |
| 受託者報酬 | 7,591,320 | 7,598,579 |
| 委託者報酬 | 204,965,703 | 205,161,691 |
| その他費用 | 637,603 | 638,224 |
| 営業費用合計 | 213,200,664 | 213,418,172 |
| 営業利益又は営業損失(△) | 1,589,637,549 | 395,054,496 |
| 経常利益又は経常損失(△) | 1,589,637,549 | 395,054,496 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | 1,589,637,549 | 395,054,496 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | 7,035,897 | 5,873,494 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | △39,461,251,469 | △36,506,102,319 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,088,645,570 | 1,447,873,331 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 2,088,645,570 | 1,447,873,331 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 253,499,018 | 258,249,839 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 253,499,018 | 258,249,839 |
| 分配金 | 462,599,054 | 378,592,812 |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | △36,506,102,319 | △35,305,890,637 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
|--------------------|---|

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | 前期 [令和4年6月7日現在] | 当期 [令和4年12月7日現在] |
|-----------------------------|--------------------|---------------------|
| 1. 期首元本額 | 67,569,121,995 円 | 64,433,535,018 円 |
| 期中追加設定元本額 | 436,144,113 円 | 459,789,113 円 |
| 期中一部解約元本額 | 3,571,731,090 円 | 2,556,668,933 円 |
| 2. 元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 36,506,102,319 円 | 35,305,890,637 円 |
| 3. 受益権の総数 | 64,433,535,018 口 | 62,336,655,198 口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 令和3年12月8日 至 令和4年6月7日 | 当期 自 令和4年6月8日 至 令和4年12月7日 |
|--|--|
| 1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 | 1. 運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 |
| 2. 分配金の計算過程 | 2. 分配金の計算過程 |

第 207 期

令和 3 年 12 月 8 日

令和 4 年 1 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 126,527,245 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,142,841,787 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 3,716,808 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,273,085,840 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 67,231,812,818 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 189 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 20 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 134,463,625 円 |

第 208 期

令和 4 年 1 月 8 日

令和 4 年 2 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 62,013,359 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,130,697,594 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 2,560,659 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,195,271,612 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 66,908,054,736 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 178 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 66,908,054 円 |

第 209 期

令和 4 年 2 月 8 日

令和 4 年 3 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 69,586,923 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,114,412,976 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 4,409,045 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,188,408,944 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 66,336,189,310 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 179 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 66,336,189 円 |

第 210 期

令和 4 年 3 月 8 日

令和 4 年 4 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 112,549,703 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,100,986,675 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 7,775,101 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,221,311,479 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 65,534,894,203 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 186 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |

第 213 期

令和 4 年 6 月 8 日

令和 4 年 7 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 117,983,102 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,075,621,826 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 143,799,700 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,337,404,628 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 64,006,687,553 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 208 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 64,006,687 円 |

第 214 期

令和 4 年 7 月 8 日

令和 4 年 8 月 8 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 165,971,797 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,068,894,572 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 196,434,091 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,431,300,460 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 63,591,294,967 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 225 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 63,591,294 円 |

第 215 期

令和 4 年 8 月 9 日

令和 4 年 9 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 147,865,202 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,063,536,020 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 297,343,489 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,508,744,711 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 63,253,697,325 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 238 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 63,253,697 円 |

第 216 期

令和 4 年 9 月 8 日

令和 4 年 10 月 7 日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 122,672,149 円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,057,641,906 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 379,509,625 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,559,823,680 円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 62,869,717,379 口 |
| 1 万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 248 円 |
| 1 万口当たり分配金額 | H | 10 円 |

| | | |
|---------|--------------|-------------|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 65,534,894円 |
|---------|--------------|-------------|

第211期

令和4年4月8日

令和4年5月9日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 91,716,554円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,090,749,782円 |
| 分配準備積立金額 | D | 54,481,267円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,236,947,603円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 64,922,757,405口 |
| 1万円当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 190円 |
| 1万円当たり分配金額 | H | 10円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 64,922,757円 |

第212期

令和4年5月10日

令和4年6月7日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 128,141,518円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,082,653,847円 |
| 分配準備積立金額 | D | 80,886,358円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,291,681,723円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 64,433,535,018口 |
| 1万円当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 200円 |
| 1万円当たり分配金額 | H | 10円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 64,433,535円 |

| | | |
|---------|--------------|-------------|
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 62,869,717円 |
|---------|--------------|-------------|

第217期

令和4年10月8日

令和4年11月7日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 169,180,735円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,053,580,570円 |
| 分配準備積立金額 | D | 436,077,635円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,658,838,940円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 62,534,762,929口 |
| 1万円当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 265円 |
| 1万円当たり分配金額 | H | 10円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 62,534,762円 |

第218期

令和4年11月8日

令和4年12月7日

| 項目 | | |
|---------------------------|--------------|-----------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 165,682,501円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | —円 |
| 収益調整金額 | C | 1,050,620,285円 |
| 分配準備積立金額 | D | 540,916,607円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,757,219,393円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 62,336,655,198口 |
| 1万円当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 281円 |
| 1万円当たり分配金額 | H | 10円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 62,336,655円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 前期 | 当期 |
|--------------------------|---|---------------------------|
| | 自 令和3年12月8日 至 令和4年6月7日 | 自 令和4年6月8日 至 令和4年12月7日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの | 同左 |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p> | |
|--|--|--|

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 前期 [令和 4 年 6 月 7 日現在] | 当期 [令和 4 年 12 月 7 日現在] |
|----------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 [令和 4 年 6 月 7 日現在] | 当期 [令和 4 年 12 月 7 日現在] |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 投資信託受益証券 | 501,536,416 | △911,760,087 |
| 親投資信託受益証券 | — | △1,179 |
| 合計 | 501,536,416 | △911,761,266 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 前期 [令和 4 年 6 月 7 日現在] | 当期 [令和 4 年 12 月 7 日現在] |
|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 1 口当たり純資産額 | 0.4334 円 | 0.4336 円 |
| (1 万口当たり純資産額) | (4,334 円) | (4,336 円) |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種 類 | 銘 柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|--------------|---------------------------------------|---------------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | ピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファン ド J P Y | 3,590,313.39 | 26,948,892,355 | |
| 投資信託受益証券 合計 | | 3,590,313.39 | 26,948,892,355 | |
| 親投資信託受益証券 | マネー・マーケット・マザーファンド | 11,784,347 | 11,997,643 | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | 11,784,347 | 11,997,643 | |
| 合計 | | 15,374,660.39 | 26,960,889,998 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4 年 12 月 7 日現在]

| | |
|---------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 481,606,810 |
| 現先取引勘定 | 2,199,997,704 |
| 流動資産合計 | 2,681,604,514 |
| 資産合計 | 2,681,604,514 |

| 負債の部 | |
|-------------|---------------|
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 1,142,087 |
| 未払利息 | 1,202 |
| 流動負債合計 | 1,143,289 |
| 負債合計 | 1,143,289 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 2,632,723,443 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金(△) | 47,737,782 |
| 元本等合計 | 2,680,461,225 |
| 純資産合計 | 2,680,461,225 |
| 負債純資産合計 | 2,681,604,514 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| | [令和4年12月7日現在] |
|--|----------------|
| 1. 期首 | 令和4年6月8日 |
| 期首元本額 | 2,867,101,279円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,893,613,791円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,127,991,627円 |
| 元本の内訳※ | |
| 三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド | 526,309,824円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型) | 2,210,674円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型) | 2,590,474円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース> (毎月分配型) | 111,354円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型) | 9,893,887円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルレアルコース> (毎月分配型) | 24,765,135円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南アフリカランドコース> (毎月分配型) | 282,290円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型) | 1,074,934円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーパールファンド> | 43,746,755円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中国元コース> (毎月分配型) | 89,620円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<インドネシアルピアコース> (毎月分配型) | 669,935円 |
| 三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型) | 212,322円 |

| | |
|---|--------------|
| PIMCO ニューワールド円インカムファンド (毎月分配型) | 6,895,341 円 |
| PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型) | 1,378,553 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (毎月分配型) | 5,548,198 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (毎月分配型) | 74,308 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型) | 3,857,128 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型) | 1,339,040 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型) | 1,145,161 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型) | 16,341,949 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース> (毎月分配型) | 629,892 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース> (毎月分配型) | 416,840 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンド> | 71,489,861 円 |
| 三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム (毎月分配型) | 7,489,236 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) | 2,515,903 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) | 4,289,171 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (毎月分配型) | 4,489,124 円 |
| PIMCO ニューワールド円インカムファンド (年2回分配型) | 11,006 円 |
| PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (年2回分配型) | 60,179 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース> (年2回分配型) | 50,114 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース> (年2回分配型) | 20,635 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース> (年2回分配型) | 278,281 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型) | 665,580 円 |
| 三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型) | 1,149,232 円 |
| 三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり> (毎月決算型) | 491,449 円 |
| 三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 9,828,976 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型) | 2,119,621 円 |
| PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型) | 132,542 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (毎月決算型) | 1,936,118 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 9,829 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型> (年1回決算型) | 9,829 円 |
| バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型) | 9,829 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (毎月分配型) | 2,007,890 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (毎月分配型) | 7,196,270 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (毎月分配型) | 1,491,640 円 |

| | |
|--|--------------|
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (毎月分配型) | 3,517,041 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (毎月分配型) | 845,131 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (毎月分配型) | 1,016,827 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (毎月分配型) | 2,895,129 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース> (年2回分配型) | 870,254 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース> (年2回分配型) | 2,664,317 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース> (年2回分配型) | 215,434 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース> (年2回分配型) | 490,224 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース> (年2回分配型) | 175,974 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース> (年2回分配型) | 125,118 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース> (年2回分配型) | 208,430 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA> | 61,998,031 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB> | 1,355,191 円 |
| 三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (毎月決算型) | 2,178,993 円 |
| 三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 5,411,821 円 |
| 三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型> (年1回決算型) | 1,020,693 円 |
| 三菱UFJ/ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし> (年1回決算型) | 2,065,331 円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース (為替ヘッジなし) (年1回決算型) | 521,457 円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース (為替ヘッジあり) (年1回決算型) | 217,015 円 |
| 米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (毎月分配型) | 1,628,892 円 |
| 米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (毎月分配型) | 5,812,610 円 |
| 米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (毎月決算型) | 3,545,187 円 |
| 米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 8,124,755 円 |
| 米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり> (年1回決算型) | 2,990,177 円 |
| 米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし> (年1回決算型) | 3,377,211 円 |
| PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (毎月分配型) | 5,541,524 円 |
| PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム> (年2回分配型) | 2,711,846 円 |
| PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (毎月分配型) | 8,067,104 円 |
| PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム> (年2回分配型) | 3,319,056 円 |
| PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型) | 13,122,469 円 |
| PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型) | 1,616,484 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (毎月分配型) | 4,433,586 円 |
| 三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム (年2回分配型) | 1,171,788 円 |

| | |
|---|-----------------|
| PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (毎月分配型) | 10,787 円 |
| PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム> (年2回分配型) | 10,795 円 |
| PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (毎月分配型) | 511,609 円 |
| PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム> (年2回分配型) | 177,761 円 |
| PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (毎月分配型) | 368,276 円 |
| PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース> (年2回分配型) | 89,371 円 |
| 三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型> (3ヵ月決算型) | 3,063,931 円 |
| 三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム> (毎月決算型) | 6,324,266 円 |
| 三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030 (確定拠出年金) | 1,586,412,185 円 |
| マクロ・トータル・リターン・ファンド | 9,820 円 |
| 米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり> (資産成長型) | 89,287 円 |
| 米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし> (資産成長型) | 138,420 円 |
| テンプレート新興国小型株ファンド | 49,097 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (毎月決算型) | 1,453,944 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり> (年2回決算型) | 6,675,966 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (毎月決算型) | 5,990,990 円 |
| ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし> (年2回決算型) | 9,376,245 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり) (年1回決算型) | 169,198 円 |
| 欧州ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし) (年1回決算型) | 87,384 円 |
| わたしの未来設計<安定重視型> (分配コース) | 9,820 円 |
| わたしの未来設計<安定重視型> (分配抑制コース) | 9,820 円 |
| わたしの未来設計<成長重視型> (分配コース) | 9,820 円 |
| わたしの未来設計<成長重視型> (分配抑制コース) | 9,820 円 |
| ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド | 9,821 円 |
| グローバル・インカム・フルコース (為替リスク軽減型) | 983 円 |
| グローバル・インカム・フルコース (為替ヘッジなし) | 983 円 |
| <DC>ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド | 9,821 円 |
| ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド | 9,821 円 |
| <DC>ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド | 9,822 円 |
| ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド (予想分配金提示型) | 9,822 円 |
| ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド (予想分配金提示型) | 9,822 円 |
| 米国株式トレンド・ウォッチ戦略ファンド | 983 円 |
| 三菱UFJ インド債券オープン (毎月決算型) | 39,351 円 |
| 三菱UFJ/マッコリー オーストラリアREITファンド<Wプレミアム> (毎月決算型) | 97,104 円 |
| マネープールファンド (FOFs用) (適格機関投資家限定) | 9,874,255 円 |
| ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド (毎月分配型) | 11,784,347 円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース (為替ヘッジなし) | 6,887,212 円 |
| ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース (為替ヘッジあり) | 5,484,593 円 |
| 三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030 | 5,038,306 円 |

| | |
|-------------------------------|-----------------|
| 三菱UFJ <DC>ターゲット・イヤー ファンド 2030 | 51,826,756 円 |
| 合計 | 2,632,723,443 円 |
| 2. 受益権の総数 | 2,632,723,443 口 |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 令和 4 年 6 月 8 日 至 令和 4 年 12 月 7 日 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [令和 4 年 12 月 7 日現在] |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 |

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | [令和 4 年 12 月 7 日現在] |
|---------------|---------------------|
| 1 口当たり純資産額 | 1.0181 円 |
| (1 万口当たり純資産額) | (10,181 円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和4年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------------|-----------------|
| I 資産総額 | 26,036,009,933 |
| II 負債総額 | 58,810,756 |
| III 純資産総額 (I - II) | 25,977,199,177 |
| IV 発行済口数 | 61,962,677,217口 |
| V 1口当たり純資産価額 (III/IV) | 0.4192 |
| (10,000口当たり) | (4,192) |

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和4年12月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------------|----------------|
| I 資産総額 | 2,694,753,163 |
| II 負債総額 | 144,177 |
| III 純資産総額 (I - II) | 2,694,608,986 |
| IV 発行済口数 | 2,646,642,011口 |
| V 1口当たり純資産価額 (III/IV) | 1.0181 |
| (10,000口当たり) | (10,181) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本 数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|------------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 875 | 21,763,425 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,413,534 |
| 単位型株式投資信託 | 90 | 413,739 |
| 単位型公社債投資信託 | 51 | 119,277 |
| 合 計 | 1,032 | 23,709,975 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自令和3年4月1日至令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間（自令和4年4月1日至令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木裕晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤鉄也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) | |
|------------|-------------------------------|-------------|-------------------------------|-------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | ※2 | 56,803,388 | ※2 | 51,593,362 |
| 有価証券 | | 2,001 | | 293,326 |
| 前払費用 | | 598,135 | | 645,109 |
| 未収入金 | | 31,359 | | 61,092 |
| 未収委託者報酬 | | 13,216,357 | | 15,750,264 |
| 未収収益 | ※2 | 662,230 | ※2 | 783,790 |
| 金銭の信託 | | 2,300,000 | | 8,401,300 |
| その他 | | 269,506 | | 295,584 |
| 流動資産合計 | | 73,882,978 | | 77,823,830 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | ※1 | 548,902 | ※1 | 391,042 |
| 器具備品 | ※1 | 1,435,369 | ※1 | 1,079,023 |
| 土地 | | 628,433 | | 628,433 |
| 有形固定資産合計 | | 2,612,705 | | 2,098,499 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 3,569,171 | | 4,381,293 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,895,190 | | 1,581,652 |
| 無形固定資産合計 | | 5,480,184 | | 5,978,768 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 18,616,670 | | 16,803,642 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 159,536 |
| 投資不動産 | ※1 | 814,684 | ※1 | 810,684 |
| 長期差入保証金 | | 538,497 | | 524,244 |
| 前払年金費用 | | 258,835 | | 189,708 |
| 繰延税金資産 | | 916,962 | | 982,406 |
| その他 | | 45,230 | | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | △23,600 | | △23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 21,487,417 | | 19,491,852 |
| 固定資産合計 | | 29,580,307 | | 27,569,120 |
| 資産合計 | | 103,463,286 | | 105,392,950 |

(単位：千円)

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 533,622 | 565,222 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 158,856 | 197,334 |
| 未払償還金 | 133,877 | 7,418 |
| 未払手数料 | ※2 5,200,810 | ※2 6,423,139 |
| その他未払金 | ※2 4,412,521 | ※2 4,565,457 |
| 未払費用 | ※2 4,755,909 | ※2 4,328,968 |
| 未払消費税等 | 752,617 | 1,112,923 |
| 未払法人税等 | 873,027 | 769,692 |
| 賞与引当金 | 933,381 | 942,287 |
| 役員賞与引当金 | 160,710 | 149,028 |
| その他 | 691,143 | 5,517 |
| 流動負債合計 | 18,606,476 | 19,066,990 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 21,600 | 10,800 |
| 退職給付引当金 | 1,145,514 | 1,246,300 |
| 役員退職慰労引当金 | 117,938 | 117,938 |
| 時効後支払損引当金 | 245,426 | 250,214 |
| 固定負債合計 | 1,530,479 | 1,625,252 |
| 負債合計 | 20,136,956 | 20,692,243 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,131 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,572,096 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 342,589 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 6,998,000 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 26,951,289 | 29,000,498 |
| 利益剰余金合計 | 34,291,879 | 36,341,088 |
| 株主資本合計 | 81,024,723 | 83,073,932 |

(単位：千円)

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 2,301,606 | 1,626,775 |
| 評価・換算差額等合計 | 2,301,606 | 1,626,775 |
| 純資産合計 | 83,326,329 | 84,700,707 |
| 負債純資産合計 | 103,463,286 | 105,392,950 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|-------------|---|---|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 67,963,712 | 79,977,953 |
| 投資顧問料 | 2,443,980 | 2,711,169 |
| その他営業収益 | 21,613 | 13,459 |
| 営業収益合計 | 70,429,306 | 82,702,582 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | ※2 26,689,896 | ※2 31,644,834 |
| 広告宣伝費 | 668,150 | 720,785 |
| 公告費 | 250 | 500 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 2,077,942 | 2,430,158 |
| 委託調査費 | 12,035,954 | 14,557,009 |
| 事務委託費 | 798,528 | 1,450,062 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 296,490 | 138,868 |
| 印刷費 | 378,180 | 379,428 |
| 協会費 | 51,841 | 49,590 |
| 諸会費 | 16,613 | 17,729 |
| 事務機器関連費 | 1,977,769 | 2,172,978 |
| その他営業雑経費 | 8,391 | 649 |
| 営業費用合計 | 45,000,009 | 53,562,596 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 352,879 | 414,260 |
| 給料・手当 | 6,461,546 | 6,496,233 |
| 賞与引当金繰入 | 933,381 | 942,287 |
| 役員賞与引当金繰入 | 160,710 | 149,028 |
| 福利厚生費 | 1,272,568 | 1,282,310 |
| 交際費 | 2,721 | 4,874 |
| 旅費交通費 | 22,768 | 21,698 |
| 租税公課 | 402,939 | 430,233 |
| 不動産賃借料 | 666,331 | 724,961 |
| 退職給付費用 | 481,135 | 494,615 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 11,763 | - |
| 固定資産減価償却費 | 1,358,911 | 2,249,287 |
| 諸経費 | 413,538 | 379,054 |
| 一般管理費合計 | 12,541,193 | 13,588,846 |
| 営業利益 | 12,888,103 | 15,551,139 |

(単位：千円)

| | 第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日) | | 第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日) | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 170,807 | | 243,133 |
| 受取利息 | ※2 | 2,726 | ※2 | 7,408 |
| 投資有価証券償還益 | | 81,557 | | 1,089,101 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 275,835 | | 137,485 |
| 受取賃貸料 | ※2 | 65,808 | ※2 | 65,808 |
| その他 | | 12,504 | | 36,211 |
| 営業外収益合計 | | 609,239 | | 1,579,148 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 95,946 | | 3,074 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 16,395 | | 16,548 |
| 事務過誤費 | | - | | 76,076 |
| 賃貸関連費用 | | 13,472 | | 15,780 |
| その他 | | 2,932 | | 7,585 |
| 営業外費用合計 | | 128,747 | | 119,066 |
| 経常利益 | | 13,368,595 | | 17,011,221 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 2,007,655 | | 605,706 |
| 特別利益合計 | | 2,007,655 | | 605,706 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 51,737 | | 28,188 |
| 投資有価証券評価損 | | 26,317 | | 36,558 |
| 固定資産除却損 | ※1 | 536 | ※1 | 13,094 |
| 特別損失合計 | | 78,591 | | 77,840 |
| 税引前当期純利益 | | 15,297,659 | | 17,539,087 |
| 法人税、住民税及び事業税 | ※2 | 4,755,427 | ※2 | 5,366,608 |
| 法人税等調整額 | | △19,122 | | 22,446 |
| 法人税等合計 | | 4,736,304 | | 5,389,054 |
| 当期純利益 | | 10,561,354 | | 12,150,032 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △9,457,670 | △9,457,670 | △9,457,670 |
| 当期純利益 | | | | | | | 10,561,354 | 10,561,354 | 10,561,354 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | 1,103,684 | 1,103,684 | 1,103,684 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,951,289 | 34,291,879 | 81,024,723 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,815 | 1,815 | 79,922,854 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △9,457,670 |
| 当期純利益 | | | 10,561,354 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,299,791 | 2,299,791 | 2,299,791 |
| 当期変動額合計 | 2,299,791 | 2,299,791 | 3,403,475 |
| 当期末残高 | 2,301,606 | 2,301,606 | 83,326,329 |

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 株主資本合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本 剰余金合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,951,289 | 34,291,879 | 81,024,723 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | | | | 475,687 | 475,687 | 475,687 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 27,426,976 | 34,767,566 | 81,500,410 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △10,576,511 | △10,576,511 | △10,576,511 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,150,032 | 12,150,032 | 12,150,032 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | 1,573,521 | 1,573,521 | 1,573,521 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 29,000,498 | 36,341,088 | 83,073,932 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|----------------------|----------------|-------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,301,606 | 2,301,606 | 83,326,329 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 475,687 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 2,301,606 | 2,301,606 | 83,802,017 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △10,576,511 |
| 当期純利益 | | | 12,150,032 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △674,831 | △674,831 | △674,831 |
| 当期変動額合計 | △674,831 | △674,831 | 898,690 |
| 当期末残高 | 1,626,775 | 1,626,775 | 84,700,707 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|----------|
| 建物 | 5 年～50 年 |
| 器具備品 | 2 年～20 年 |
| 投資不動産 | 3 年～47 年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(未適用の会計基準等)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号)の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第36期 (令和3年3月31日現在) | 第37期 (令和4年3月31日現在) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 643,920千円 | 805,250千円 |
| 器具備品 | 1,545,179千円 | 2,054,366千円 |
| 投資不動産 | 151,833千円 | 157,995千円 |

※2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第36期 (令和3年3月31日現在) | 第37期 (令和4年3月31日現在) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 預金 | 40,328,414千円 | 43,782,913千円 |
| 未収収益 | 14,138千円 | 13,741千円 |
| 未払手数料 | 772,495千円 | 836,105千円 |
| その他未払金 | 3,425,136千円 | 3,887,520千円 |
| 未払費用 | 349,222千円 | 337,847千円 |

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

| | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) | 第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) |
|------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | - | 2,599千円 |
| 器具備品 | 536千円 | 10,495千円 |
| 計 | 536千円 | 13,094千円 |

※2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日) | 第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 支払手数料 | 5,128,270千円 | 5,153,589千円 |
| 受取利息 | 143千円 | 7,377千円 |
| 受取賃貸料 | 65,808千円 | 65,808千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,492,898千円 | 4,062,765千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | — | — | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | — | — | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670 千円
- ② 1株当たり配当額 44,700 円
- ③ 基準日 令和2年3月31日
- ④ 効力発生日 令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 49,988 円
- ④ 基準日 令和3年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和3年6月29日

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | — | — | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | — | — | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511 千円
- ② 1株当たり配当額 49,988 円
- ③ 基準日 令和3年3月31日
- ④ 効力発生日 令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125 千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713 円
- ④ 基準日 令和4年3月31日
- ⑤ 効力発生日 令和4年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|------|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 年内 | 709,808 千円 | 709,808 千円 |
| 1 年超 | 709,808 千円 | 414,054 千円 |
| 合計 | 1,419,616 千円 | 1,123,863 千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注 2) 参照）。

第 36 期(令和 3 年 3 月 31 日現在)

| | 貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|-------------------|------------|---------|
| (1) 有価証券 | 2,001 | 2,001 | — |
| (2) 金銭の信託 | 2,300,000 | 2,300,000 | — |
| (3) 投資有価証券 | 18,585,310 | 18,585,310 | — |
| 資産計 | 20,887,311 | 20,887,311 | — |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式 160,600 千円 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 56,803,388 | — | — | — |
| 金銭の信託 | 2,300,000 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 13,216,357 | — | — | — |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 2,001 | 8,412,286 | 3,123,026 | 11,398 |
| 合計 | 72,321,747 | 8,412,286 | 3,123,026 | 11,398 |

第37期(令和4年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|-------------------|------------|---------|
| (1) 有価証券 | 293,326 | 293,326 | — |
| (2) 金銭の信託 | 8,401,300 | 8,401,300 | — |
| (3) 投資有価証券 | 16,772,282 | 16,772,282 | — |
| 資産計 | 25,466,909 | 25,466,909 | — |

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式(当事業年度の貸借対照表計上額 31,360千円)は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 51,593,362 | — | — | — |
| 金銭の信託 | 8,401,300 | — | — | — |
| 未収委託者報酬 | 15,750,264 | — | — | — |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 293,326 | 6,911,464 | 3,695,585 | — |
| 合計 | 76,038,253 | 6,911,464 | 3,695,585 | — |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|-------|--------|-----------|------|-----------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託 | — | 8,401,300 | — | 8,401,300 |
| 資産計 | — | 8,401,300 | — | 8,401,300 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式 160,600千円、関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式 159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 14,810,957 | 11,362,471 | 3,448,485 |
| | 小計 | 14,810,957 | 11,362,471 | 3,448,485 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 6,076,354 | 6,207,447 | △131,093 |
| | 小計 | 6,076,354 | 6,207,447 | △131,093 |
| 合計 | | 20,887,311 | 17,569,919 | 3,317,392 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|----------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 19,193,250 | 16,560,340 | 2,632,910 |
| | 小計 | 19,193,250 | 16,560,340 | 2,632,910 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 6,273,658 | 6,561,836 | △288,177 |
| | 小計 | 6,273,658 | 6,561,836 | △288,177 |
| 合計 | | 25,466,909 | 23,122,176 | 2,344,732 |

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

第36期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 5,747,529 | 2,007,655 | 51,737 |
| 合計 | 5,747,529 | 2,007,655 | 51,737 |

第37期(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

| 種類 | 売却額 (千円) | 売却益の合計額 (千円) | 売却損の合計額 (千円) |
|-----|-----------|--------------|--------------|
| 株式 | — | — | — |
| 債券 | — | — | — |
| その他 | 4,164,921 | 605,706 | 28,188 |
| 合計 | 4,164,921 | 605,706 | 28,188 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 26,317 千円（その他有価証券のその他 26,317 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|------------------|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,718,736 千円 | 3,729,235 千円 |
| 勤務費用 | 203,106 | 198,457 |
| 利息費用 | 19,110 | 21,549 |
| 数理計算上の差異の 発生額 | △18,826 | △46,069 |
| 退職給付の支払額 | △192,890 | △179,650 |
| 過去勤務費用の発生額 | — | — |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,729,235 | 3,723,521 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|------------------|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 2,460,824 千円 | 2,649,846 千円 |
| 期待運用収益 | 44,130 | 47,588 |
| 数理計算上の差異の 発生額 | 304,281 | 1,824 |
| 事業主からの拠出額 | — | — |
| 退職給付の支払額 | △159,390 | △115,331 |
| 年金資産の期末残高 | 2,649,846 | 2,583,927 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 積立型制度の 退職給付債務 | 2,810,893 千円 | 2,675,015 千円 |
| 年金資産 | △2,649,846 | △2,583,927 |
| | 161,046 | 91,087 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 918,342 | 1,048,506 |
| 未積立退職給付債務 | 1,079,388 | 1,139,593 |
| 未認識数理計算上の差異 | 161,333 | 205,679 |
| 未認識過去勤務費用 | △354,043 | △288,681 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 886,678 | 1,056,591 |
| 退職給付引当金 | 1,145,514 | 1,246,300 |
| 前払年金費用 | △258,835 | △189,708 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 886,678 | 1,056,591 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日) | 第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日) |
|---------------------|---|---|
| 勤務費用 | 203,106 千円 | 198,457 千円 |
| 利息費用 | 19,110 | 21,549 |
| 期待運用収益 | △44,130 | △47,588 |
| 数理計算上の差異の 費用処理額 | 41,361 | △3,547 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| その他 | 44,446 | 109,013 |
| 確定給付制度に係る 退職給付費用 | 329,255 | 343,245 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|
| 債券 | 62.7 % | 62.0 % |
| 株式 | 35.4 | 36.3 |
| その他 | 1.9 | 1.7 |
| 合計 | 100 | 100 |

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 割引率 | 0.051～0.59% | 0.078～0.72% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5～1.8% | 1.5～1.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,880 千円、当事業年度 151,370 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第 36 期 (令和 3 年 3 月 31 日現在) | 第 37 期 (令和 4 年 3 月 31 日現在) |
|---------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 418,394千円 | 410,082千円 |
| 投資有価証券評価損 | 188,859 | 65,490 |
| 未払事業税 | 180,263 | 165,702 |
| 賞与引当金 | 285,801 | 288,528 |
| 役員賞与引当金 | 25,472 | 25,799 |
| 役員退職慰労引当金 | 36,112 | 36,112 |
| 退職給付引当金 | 350,756 | 381,617 |
| 減価償却超過額 | 68,024 | 145,316 |
| 委託者報酬 | 209,938 | - |
| 長期差入保証金 | 48,639 | 52,869 |
| 時効後支払損引当金 | 75,149 | 76,615 |
| 連結納税適用による時価評価 | 38,873 | 35,311 |
| その他 | 87,023 | 76,257 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,013,308 | 1,759,702 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,013,308 | 1,759,702 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | △79,225 | △58,088 |
| 連結納税適用による時価評価 | △1,203 | △1,149 |
| その他有価証券評価差額金 | △1,015,785 | △717,957 |
| その他 | △101 | △101 |
| 繰延税金負債 合計 | △1,096,346 | △777,296 |
| 繰延税金資産の純額 | 916,962 | 982,406 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係 並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 36 期 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注 4) | 科目 | 期末残高(注 4) |
|-----|-----------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|---|--|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注 1) | 3,492,898 千円 | その他未払金 | 3,425,136 千円 |
| 親会社 | 三菱 UFJ 信託銀行㈱ | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) | 5,128,270 千円 | 未払手数料 | 772,495 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注 3) | 523,327 千円 | 未払費用 | 290,120 千円 |

第 37 期 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注 4) | 科目 | 期末残高(注 4) |
|-----|-----------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|---|--|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | ㈱三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注 1) | 4,062,765 千円 | その他未払金 | 3,887,520 千円 |
| 親会社 | 三菱 UFJ 信託銀行㈱ | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2) | 5,153,589 千円 | 未払手数料 | 836,105 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注 3) | 499,388 千円 | 未払費用 | 272,264 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注2) | 科目 | 期末残高(注2) |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 3,729,785 千円 | 未払手数料 | 764,501 千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 5,655,482 千円 | 未払手数料 | 1,193,245 千円 |

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注2) | 科目 | 期末残高(注2) |
|-------------|--------------------|---------|------------------|-------|----------------|-------------------------------|-----------------------|-----------------|-------|-----------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ㈱三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 4,097,951 千円 | 未払手数料 | 838,058 千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) | 7,025,984 千円 | 未払手数料 | 1,319,958 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示してまいります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

| | 第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日） | 第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 393,827.09円 | 400,322.84円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 49,916.36円 | 57,424.97円 |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第36期 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日） | 第37期 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日） |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 10,561,354 | 12,150,032 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | — | — |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 10,561,354 | 12,150,032 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 211,581 | 211,581 |

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

| | | |
|------------|----|-------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 48,375,193 |
| 有価証券 | | 270,676 |
| 前払費用 | | 804,517 |
| 未収入金 | | 78,340 |
| 未収委託者報酬 | | 16,141,814 |
| 未収収益 | | 751,362 |
| 金銭の信託 | | 10,401,500 |
| その他 | | 264,566 |
| 流動資産合計 | | 77,087,971 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | ※1 | 285,704 |
| 器具備品 | ※1 | 898,241 |
| 土地 | | 628,433 |
| 建設仮勘定 | | 39,450 |
| 有形固定資産合計 | | 1,851,829 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 4,470,447 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 1,585,322 |
| 無形固定資産合計 | | 6,071,592 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 14,693,980 |
| 関係会社株式 | | 159,536 |
| 投資不動産 | ※1 | 809,716 |
| 長期差入保証金 | | 1,204,923 |
| 前払年金費用 | | 154,270 |
| 繰延税金資産 | | 1,369,880 |
| その他 | | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | △23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 18,413,938 |
| 固定資産合計 | | 26,337,361 |
| 資産合計 | | 103,425,332 |

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

| | |
|-----------|--------------|
| (負債の部) | |
| 流動負債 | |
| 預り金 | 1, 783, 230 |
| 未払金 | |
| 未払収益分配金 | 112, 635 |
| 未払償還金 | 7, 418 |
| 未払手数料 | 6, 226, 860 |
| その他未払金 | 575, 030 |
| 未払費用 | 5, 329, 791 |
| 未払消費税等 | ※2 592, 374 |
| 未払法人税等 | 2, 634, 965 |
| 賞与引当金 | 954, 015 |
| 役員賞与引当金 | 86, 040 |
| その他 | 5, 517 |
| 流動負債合計 | 18, 307, 880 |
| 固定負債 | |
| 退職給付引当金 | 1, 299, 571 |
| 役員退職慰労引当金 | 75, 667 |
| 時効後支払損引当金 | 261, 505 |
| 固定負債合計 | 1, 636, 744 |
| 負債合計 | 19, 944, 625 |
| (純資産の部) | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2, 000, 131 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 3, 572, 096 |
| その他資本剰余金 | 41, 160, 616 |
| 資本剰余金合計 | 44, 732, 712 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 342, 589 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 6, 998, 000 |
| 繰越利益剰余金 | 28, 593, 826 |
| 利益剰余金合計 | 35, 934, 416 |
| 株主資本合計 | 82, 667, 260 |

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(令和 4 年 9 月 30 日現在)

| | |
|--------------|-------------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 813,447 |
| 評価・換算差額等合計 | 813,447 |
| 純資産合計 | 83,480,707 |
| 負債純資産合計 | 103,425,332 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日) | |
|---|--------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 40,789,208 |
| 投資顧問料 | 1,442,097 |
| その他営業収益 | 5,655 |
| 営業収益合計 | 42,236,961 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 15,949,349 |
| 広告宣伝費 | 237,620 |
| 公告費 | 250 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 1,359,939 |
| 委託調査費 | 7,988,301 |
| 事務委託費 | 709,248 |
| 営業雑経費 | |
| 通信費 | 64,639 |
| 印刷費 | 194,724 |
| 協会費 | 27,550 |
| 諸会費 | 9,245 |
| 事務機器関連費 | 1,088,738 |
| 営業費用合計 | 27,629,607 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 204,466 |
| 給料・手当 | 2,770,641 |
| 賞与引当金繰入 | 954,015 |
| 役員賞与引当金繰入 | 86,040 |
| 福利厚生費 | 637,045 |
| 交際費 | 4,351 |
| 旅費交通費 | 22,970 |
| 租税公課 | 219,318 |
| 不動産賃借料 | 362,988 |
| 退職給付費用 | 193,777 |
| 固定資産減価償却費 | ※1 1,198,877 |
| 諸経費 | 182,304 |
| 一般管理費合計 | 6,836,796 |
| 営業利益 | 7,770,556 |

(単位：千円)

第 38 期中間会計期間
(自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 9 月 30 日)

| | | |
|--------------|----|-----------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | | 31,240 |
| 受取利息 | | 5,115 |
| 投資有価証券償還益 | | 780 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 93,217 |
| 受取賃貸料 | | 32,904 |
| その他 | | 32,041 |
| 営業外収益合計 | | 195,299 |
| 営業外費用 | | |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 39,158 |
| 事務過誤費 | | 1,807 |
| 賃貸関連費用 | ※1 | 6,770 |
| その他 | | 11,805 |
| 営業外費用合計 | | 59,541 |
| 経常利益 | | 7,906,314 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | | 364,481 |
| 特別利益合計 | | 364,481 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | | 338 |
| 投資有価証券評価損 | | 104,554 |
| 固定資産除却損 | | 3,528 |
| 特別損失合計 | | 108,421 |
| 税引前中間純利益 | | 8,162,374 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,522,443 |
| 法人税等調整額 | | △ 28,522 |
| 法人税等合計 | | 2,493,921 |
| 中間純利益 | | 5,668,453 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 38 期中間会計期間（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 29,000,498 | 36,341,088 | 83,073,932 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △6,075,125 | △6,075,125 | △6,075,125 |
| 中間純利益 | | | | | | | 5,668,453 | 5,668,453 | 5,668,453 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | — | — | — | — | — | — | △406,671 | △406,671 | △406,671 |
| 当中間期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 28,593,826 | 35,934,416 | 82,667,260 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|----------------------|----------------|------------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,626,775 | 1,626,775 | 84,700,707 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △6,075,125 |
| 中間純利益 | | | 5,668,453 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | △813,328 | △813,328 | △813,328 |
| 当中間期変動額合計 | △813,328 | △813,328 | △1,220,000 |
| 当中間期末残高 | 813,447 | 813,447 | 83,480,707 |

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-------|----------|
| 建物 | 5 年～50 年 |
| 器具備品 | 2 年～20 年 |
| 投資不動産 | 3 年～47 年 |
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

| 第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在) | |
|-------------------------------------|--------------|
| 建物 | 903,274 千円 |
| 器具備品 | 2,258,329 千円 |
| 投資不動産 | 161,052 千円 |

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

| 第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日) | |
|---|------------|
| 有形固定資産 | 321,137 千円 |
| 無形固定資産 | 877,740 千円 |
| 投資不動産 | 3,057 千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当中間会計期間 増加株式数 (株) | 当中間会計期間 減少株式数 (株) | 当中間会計期間末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | — | — | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | — | — | 211,581 |

2. 配当に関する事項

令和 4 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|-------------|-----------------|
| ① 配当金の総額 | 6,075,125 千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1 株当たり配当額 | 28,713 円 |
| ④ 基準日 | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| ⑤ 効力発生日 | 令和 4 年 6 月 29 日 |

(リース取引関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|------|--------------|
| 1 年内 | 880,111 千円 |
| 1 年超 | 1,932,485 千円 |
| 合 計 | 2,812,596 千円 |

(金融商品関係)

第 38 期中間会計期間(令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和 4 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|--------------------|------------|---------|
| (1) 有価証券 | 270,676 | 270,676 | — |
| (2) 金銭の信託 | 10,401,500 | 10,401,500 | — |
| (3) 投資有価証券 | 14,662,620 | 14,662,620 | — |
| 資産計 | 25,334,797 | 25,334,797 | |

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|--------|-----------|------------|-------|------------|
| | レベル 1 | レベル 2 | レベル 3 | 合計 |
| 有価証券 | — | 270,676 | — | 270,676 |
| 金銭の信託 | — | 10,401,500 | — | 10,401,500 |
| 投資有価証券 | 1,743,912 | 12,918,707 | — | 14,662,620 |
| 資産計 | 1,743,912 | 23,590,884 | — | 25,334,797 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 38 期中間会計期間（令和 4 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------------|-----|---------------------|--------------|-----------|
| 中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 17,920,574 | 16,110,224 | 1,810,349 |
| | 小計 | 17,920,574 | 16,110,224 | 1,810,349 |
| 中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — |
| | その他 | 7,414,223 | 8,052,120 | △637,897 |
| | 小計 | 7,414,223 | 8,052,120 | △637,897 |
| 合計 | | 25,334,797 | 24,162,345 | 1,172,451 |

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 10,401,500 千円、取得価額 10,400,000 千円)を含めております。
非上場株式(中間貸借対照表計上額 31,360 千円)については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 104,554 千円(その他有価証券のその他 104,554 千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 38 期中間会計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 38 期中間会計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第 38 期中間会計期間 (令和 4 年 9 月 30 日現在) |
|--|-------------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 (算定上の基礎) | 394, 556. 72 円 |
| 純資産の部の合計額 (千円) | 83, 480, 707 |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円) | 83, 480, 707 |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株) | 211, 581 |

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第 38 期中間会計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日) |
|---------------------------|---|
| 1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎) | 26, 790. 93 円 |
| 中間純利益金額 (千円) | 5, 668, 453 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | — |
| 普通株式に係る中間純利益金額 (千円) | 5, 668, 453 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 211, 581 |

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

約款

追加型証券投資信託

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

約 款

三菱UFJ国際投信株式会社

ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファン ド J P Yおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、世界各国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券（MBS）、資産担保証券（ABS）等を実質的な投資を行います。

ICE BofA 先進国ハイ・イールド・コンストレインド指数（BB-B、円ベース）をベンチマークとします。

実質的に投資する公社債は、原則として取得時においてB-格相当以上の格付を有しているものに限るものとし、ポートフォリオの実質的な平均格付は原則としてB-格相当以上を維持します。

ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則としてベンチマーク±2年以内で調整します。

実質的な組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。
- ②投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、経費等を控除後の利子等収益等を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託

『ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）』約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金8,443,628,384円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第8項、第43条第1項および同条第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については8,443,628,384口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこ

の投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の2006年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が2007年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して2007年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、別に定める日には、前項による受益権の取得申込みに応じないものとします。
- ③ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。
- ④ 委託者は、前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める累積投資契約約款にしたがって結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

- ⑤ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日が信託契約締結日である場合の受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 第1項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第14条 削除

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

（投資の対象とする資産の種類等）

第21条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形
 - ハ. 金銭債権
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

- ② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資の対象とする有価証券等)

第22条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、円建ての外国投資信託であるピムコ ケイマン グローバル ハイ インカム ファンド J P Yおよび証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第23条 委託者（第24条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、第29条および第30条において同じ。）は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の指図に関する権限の委託)

第24条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

ピムコジャパンリミテッド
東京都港区

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第37条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、原則として3、6、9、12月の15日（該当日が休業日の時は該当日以降の最初の営業日）から15日以内および信託終了のときから15日以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の55以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定

める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（前条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条 削除

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条 この信託の計算期間は、毎月8日から翌月7日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2004年9月30日から2004年11月8日までとし、最終計算期間の終了日は第5条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等）

第37条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第38条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第39条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第40条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責を負わないものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、2007年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応じたものとし、当該取得申込みに応じることにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第42条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、別に定める日には、第1項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回るものとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利で

あると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ

め、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定め

ます。

(附則)

第1条 この約款において「累積投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が締結する「累積投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「累積投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 削除

第4条 2006年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

2004年9月30日

委託者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
三菱UFJ国際投信株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

(附表)

1. 約款第13条第2項および第42条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

 **MUFG** 三菱UFJ国際投信